

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
1	1	1	(1)	エ				事業目的	現在、当公園は南部地域防災拠点や災害時の避難所として利用されているが、工事期間中は安全を確保する観点から、地域防災拠点としての機能を一部失うことが考えられるが、想定内と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
2	1	1	(1)	エ				事業目的	「民間の有する資金やノウハウ等を活用し、効率的な…」とありますが、西宮市の外郭団体や市内スポーツ団体が特定の入札参加グループにのみ協力することは考えられるのでしょうか。	公平の観点から、市と関係の深い下記団体が入札参加グループに参入することは不可とします。 ・公益財団法人西宮スポーツセンター ・一般財団法人西宮市体育協会 ・西宮ストークス（株式会社兵庫プロバスケットボールクラブ） ・J Tマーヴェラス（日本たばこ産業株式会社）
3	2	1	(1)	キ				事業期間	埋蔵物確認により対象物が発見され、調査が一定期間必要になった場合は、全体工期及び運営開始時期についてずれ込むことも想定すべきか。その際の貴市のいう調査費用及び工期延伸リスクはP F I 事業者にとって、どのような内容となりますか。	本発掘調査が必要となった場合の費用及び工期延伸リスクは市の負担とします。
4	2	1	(1)	キ				事業期間	1) 民間提案施設について、Ⅲ期整備対象の建設期間の記載がありますが、2025年9月までの完成が要求水準ということでしょうか。 2) 施設の規模・内容に応じて、整備期間（整備期間の延長）について協議させていただくことは可能でしょうか。 3) また、Ⅰ・Ⅱ期施設の整備・供用開始が早まることと民間提案施設の建設期間が早まることは別であるとされており、建設期間・運営期間を早めるかの判断は民間提案施設の事業者にて判断できるものとさせていただけないでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。 中段について、民間提案施設についてのご質問であれば、可能です。 後段について、民間提案施設の建設・運営については、事業者の判断でその期間を定めることが可能です。
5	2	1	(1)	キ				事業期間	「事業者は既存多目的グラウンドの解体後、すみやかに埋蔵文化財の確認調査を実施する」とありますが、調査を依頼する会社の指定はありますか。ご教示願います。	特にありません。
6	2	1	(1)	キ				事業期間	Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期それぞれの整備対象施設の供用開始時期が定められていますが、供用開始時期を早めるような提案を事業者がした場合、評価に好影響はありますか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
7	2	1	(1)	キ				事業期間	Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期それぞれの整備対象施設の完成が遅れた場合、何らかの損害（違約金等）は発生しますでしょうか。ご教示願います。	施設引き渡し遅延による費用負担が発生します。詳細は入札公告時に示します。
8	2	1	(1)	キ				事業期間	解体期間、埋蔵文化財確認調査期間、建設期間、会場準備期間、運営・維持管理期間、のそれぞれに対して具体的な期間を設定していますが、供用開始時期が遅れないことを前提としてそれぞれの期間の微調整は可能でしょうか。ご教示願います。	市が示す施設の供用開始時期の期限は、埋蔵文化財の本発掘調査が発生した場合を除き、遵守してください。それ以外に示す期限については事業者の提案に委ねます。
9	4	1	(1)	キ				事業期間	事業期間Ⅰ～Ⅲについて供用開始時期の期限のみ記載されており、その他は事業者の提案に委ねるとされておりますが、供用開始時期が早まることにより事業者に対してなんらかのインセンティブ（提案上の加点等）を付与されるお考えでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No6を参照ください。
10	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	Ⅰ期整備対象施設の開業準備期間が「2ヶ月」との記載がありますが、要求水準書P72には「1ヶ月」と記載があります。どちらが正しいでしょうか。ご教示願います。	2か月を正として、訂正します。
11	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	Ⅰ期整備対象（新中央体育館）の建設期間完了後、開業準備期間開始前にⅠ期整備対象施設を市へ引渡すものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	(ア) 埋蔵文化財による工期延伸リスクは市の負担とする。とありますが、延伸した場合の供用開始日、並びに運営・維持期間の延長はあるのでしょうか。	埋蔵文化財の本発掘調査のほか、大規模災害の発生など不可抗力による供用開始日の延期は可能です。運営・維持期間はⅠ期対象施設の供用開始から20年間を基本とし、最終年度についてはその年度に属する未月までとします。
13	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	Ⅰ期整備対象の運営・維持管理期間について、具体的な年月日の記載がありますが、供用開始時期が早まった場合は、「20年3ヶ月」の期間設定が優先されるため、記載の年月日はあくまで予定との理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理については、Ⅰ期整備対象施設の供用開始から20年間を基本とし、最終年度についてはその年度に属する未月までとします。記載しているスケジュールは最終期限であると考えてください。
14	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	Ⅰ期における既存多目的グラウンド解体及び埋蔵文化財調査期間は、基本設計及び実施設計期間中であると想定されます。本期間については、あくまでも設計業務期間中との認識でよろしいでしょうか。解体工事施工を伴うため、建設業務期間中でもあるという認識でしょうか。建設業務期間とした場合、建設業務責任者の配置が必要となるでしょうか。	設計業務期間中となるか、建設業務期間中にまたがるかは、事業者の提案によります。いずれの場合も、解体工事に際しては、建設業務責任者の配置は必要となります。
15	2	1	(1)	キ	(ア) (イ)			事業期間	(ア) Ⅰ期整備対象の運営・維持管理期間2024年1月～2044年3月 (イ) Ⅱ期整備対象の解体及び調査間、建設期間2024年1月～2025年9月となっており、駐車場の整備がⅡ期となっておりますが、Ⅰ期の体育館供用開始後の駐車場は、臨時でどこかに設置するお考えはあるでしょうか。また、旧駐車場は、いつまで使用可能か想定されているでしょうか。	中屋町駐車場と中央運動公園内以外で臨時駐車場を設置する想定はしていません。旧駐車場については、陸上競技場の解体工事前まで使用可能になると考えますが、事業者から提案された工事工程によります。
16	2	1	(1)	キ	(ア) (イ)			事業期間	Ⅰ期整備対象の供用開始時期が予定通りであり、Ⅱ期或いはⅢ期の供用開始時期を早める提案をした場合、Ⅱ期の運営・維持管理期間が長くなり、運営・維持管理費用の増加につながると思いますが、如何お考えでしょうか。	Ⅱ期以降の対象施設が極端に早期に竣工することは考え難いですが、いずれにしても上限価格を設定しての提案募集となりますので、それを越えないよう留意ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
17	2	1	(1)	キ	(イ)			事業期間	Ⅱ期整備工程の内、既存施設の解体・埋文調査の開始が2024年1月となっていますが、Ⅰ期建設期間終了後（～2023年10月）ではなく、Ⅰ期開業準備期間終了後（～2023年12月）からでなければならないということでしょうか。	現中央体育館の解体は、新中央体育館の供用開始後となりますので、Ⅰ期開業準備期間終了後、2024年1月からとなります。埋蔵文化財確認調査については、可能な範囲で先行して行うことも可能です。
18	2	1	(1)	キ	(イ)			事業期間	Ⅱ期整備対象の開業準備期間の設定がございませんが、施設の竣工後すぐに供用開始・開館する必要がありますので、備品の設置・調整、運営・維持管理スタッフの習熟のための期間を設けることは可能でしょうか。	Ⅱ期整備対象の建設期間に事業者が必要とするⅡ期整備対象の開業準備期間を含めて提案ください。
19	2	1	(1)	キ	(イ)			事業期間	Ⅱ期整備対象の開業準備期間の設定がございませんが、事前の広報や予約の受付に係る経費はⅠ期整備対象の運営・維持管理の対価に含めることが出来ると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。なお、実施方針に関する質問・回答書No18も参照ください。
20	2	1	(1)	キ	(イ) (ウ)			事業期間	整備対象について、(イ)Ⅱ期では「外構」、(ウ)Ⅲ期では「外構施設」との記載となっておりますが、内容の違いについてご教示願います。	内容に違いはありません。外構に表記を統一します。
21	3	1	1	ク	(オ)			運営業務	現状、体育館利用にあたって各競技の準備やセッティングは施設運営者が行っていますか。または利用者が行っていますか。	準備・片付けとも利用者が行っています。ただし、一般開放については、施設運営者が行っています。
22	4	1	(1)	ケ	(ア)			施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価について、「各期の解体期間及び建設期間にわたり出来高で支払う。」とあります。解体業務については、業務完了後に当該業務分の全額、建設業務については、当該業務期間における出来高を年度(2021年度及び2022年度)別に清算して、当該年度出来高の100%が支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
23	4	1	(1)	ケ	(ア)			施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価の一部に国の交付金及び起債の活用を予定していると思いますが、施設整備業務の全体金額の内どの程度の割合の活用を予定しておりますか。ご教示願います。	基本計画時には体育館整備において過去の他事例を参考に30億円程度と想定しておりましたが、見通しがたっているものではありません。
24	4	1	(1)	ケ	(ア) (イ) (ウ)			事業者の収入	(ア)(イ)(ウ)に「事業契約においてあらかじめ定める額」とありますが、これらは事業者が提案時に提示する額との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
25	4	1	(1)	ケ	(イ)			事業者の収入	開業準備業務に係る対価について、開業準備業務終了後に一括して事業者を支払うとありますが、Ⅰ期整備対象施設の開業準備業務終了後と理解すればよろしいでしょうか。	Ⅰ期及びⅡ期それぞれの開業準備期間終了後となります。実施方針に関する質問・回答書No18も参照ください。
26	4	1	(1)	ケ	(エ)			事業者の収入	施設利用料収入、駐車場収入、自主事業収入のうち、一定の割合を指定管理者納付金として納付とありますが、独立採算出来ない施設で納付金を求める理由は何でしょうか。サービス対価として相当額を受け取る必要があるだけで意味がないように思われます。	当該納付金は、原則として、施設利用者へのサービス向上及び安全で快適な環境の整備などを目的とします。
27	4	1	(1)	ケ	(エ)			本施設に係る収入	「(省略)自主事業収入の1%以上を、毎年度市に指定管理者納付金として納付するものとする。」とありますが、要求水準書(案)の113ページでは「自主事業の利益の一部は、(省略)毎年度市に納付すること。」とされています。指定管理者納付金の対象は、「自主事業収入/自主事業利益」のどちらになりますでしょうか。	指定管理者納付金の対象は、利益ではなく収入(売上額)となります。なお、利益については、その(任意の)一部を自主的に利用者サービス向上に役立ててください。要求水準書113頁の文章を修正します。
28	4	1	(1)	ケ	(エ)			本施設に係る収入	指定管理者についての言及がございますが、指定管理者制度に基づく協定を市と事業者とで締結するという理解でよろしいでしょうか。	市議会での議決を経て、事業者を指定管理者に指定しますが、事業契約書と別途協定を締結する予定はありません。詳細は、入札公告時に示します。
29	6	1	(1)	コ				事業スケジュール(予定)	事業終了となる2044年3月までに、民間提案施設及び自主事業の原状回復を終えておくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	6	1	(1)	コ				事業スケジュール	各期の設計業務期間は事業者の提案により設定してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、設計期間については、市との協議、調整期間も考慮し、無理のないスケジュールとさせていただきます。
31	6	1	(2)	ウ				選定手順	具体的な配点表やより詳細な採点基準は事前に公表されるのでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
32	7	2	(1)	イ				選定の方法	事業者の募集及び選定にあたっては透明性・公平性及び競争性の確保に配慮するとありますが、現指定管理者である「公益財団法人西宮スポーツセンター」については参加できないという解釈でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
33	7	2	(1)	イ				選定の方法	事業者の募集及び選定にあたっては透明性・公平性及び競争性の確保に配慮するとありますが、ホームスタジアムと考えられる「西宮ストークス」及び「JTマーベラス」については参加できないという解釈でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
34	7	2	(1)	イ				選定の方法	事業者の募集・選定にあたっては参加者の公平性を保つためにも、現在の指定管理者である公益財団法人西宮スポーツセンターについては応募者として参加できないと考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
35	7	2	(1)	イ				選定の方法	事業者の募集・選定にあたっては参加者の公平性を保つためにも、本計画にて新設される新体育館をホームスタジアムと想定する「西宮ストークス」及び「JTマーベラス」については、応募者として参加できないと考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
36	7	2	(1)	ウ				審査の方法	入札予定価格は入札説明書にて公表されるのでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
37	7	2	(1)	エ				選定委員会の設置と評価	「市は、学識経験者から構成される「(省略)選定委員会」を設置する。」とありますが、市の特別職及び職員は選定委員に含まれず、全委員が外部委員で構成される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	7	2	(1)	カ				落札者を選定しない場合	1グループの入札となった場合でも、選定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	7	2	(1)	エ				選定委員会の設置と評価	選定委員会の構成委員名は本実施方針に後日掲載するという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
40	8	2	(2)	ア				スケジュール	応募及び選定スケジュールに「現地見学」がありませんが、公式な既存施設等の見学会の開催は予定しているのでしょうか。	現地見学会の予定はありません。必要に応じて現地をご確認ください。施設内の詳細を確認する必要がある場合は、個別に対応しますので、事前にスポーツ推進課までご連絡ください。
41	8	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定スケジュール	入札説明書等に関する質問回答内容を確認するための再質問の機会を2019年10月頃に設けて頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。詳細は、入札公告時に示します。
42	8	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定スケジュール	対話の回答による計画の変更の時間を見込むために、入札参加資格審査の受付締切を入札日の約4ヶ月前とし、対話の実施を入札日の約3ヶ月前として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。詳細は、入札公告時に示します。
43	8	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定のスケジュール	対話の実施から提案書類の受付締切の間に、第2回質問・回答の機会を設けることを御検討いただけませんか。	ご意見を踏まえて検討します。詳細は、入札公告時に示します。
44	8	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定スケジュール	選定スケジュールに、現地見学会、入札参加資格結果の通知、入札参加者プレゼンテーション、等の記載がありませんが、それらは実施されますでしょうか。ご教示願います。	現地見学会については、実施方針に関する質問・回答書No40を参照ください。その他については実施します。詳細は、入札公告時に示します。
45	8	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定スケジュール	入札参加者プレゼンテーションが実施される場合、そのプレゼンテーションは公開でしょうか。また、参加者の資格、人数、方法の制限、その他詳細な仕様があればご教示願います。	前段について、非公開を予定しています。後段について、入札公告時に示します。
46	9	2	(3)	ア				入札参加者の構成等	市の外郭団体は入札参加資格を有するとお考えでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
47	9	2	(3)	ア				入札参加者の構成	民間提案施設企業がSPCに出資を行う場合、または出資を行わず直接業務を請け負う場合において、他のグループとして参加し複数提案することはできないという理解でよろしいでしょうか。その他企業については構成員又は協力企業とする記載がありますが、民間提案施設企業についてはその明記がないため、複数提案が可能とも読み取れます。	民間提案施設企業が構成員又は協力企業である場合は他の入札参加グループに参加することはできません。
48	9	2	(3)	ア				入札参加者の構成	落札となった参加グループは(公財)西宮スポーツセンター及び(一財)西宮体育協会と密接に関わって協議をしていくと考えられるため、両社が入札に参加可能となると公平な入札にならないと思われませんが、参加は不可となりますでしょうか。また、(一財)西宮体育協会は現在西宮市立中央体育館内に事務所を置かれています。整備後はどのようにお考えでしょうか。	前段について、実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。後段について、本施設に専用の事務所を設置する予定はありません。
49	9	2	(3)	ア	(ア)	a		入札参加者の構成等	「構成員」が「民間提案施設企業」を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
50	9	2	(3)	ア	(ア)	a		入札参加者の構成等	「民間提案施設企業」が、構成員・協力企業の委託先(再委託)として業務を担うことは可能でしょうか。	可能です。
51	9	2	(3)	ア	(ア)	a		入札参加者の構成等	「本事業基本計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について」でプロバスケットボールBリーグ所属の西宮ストークスのホームアリーナとなる事を想定されているようですが、西宮ストークスの本事業構成員としての参加資格はどのようにお考えでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
52	9	2	(3)	ア	(ア)	b		入札参加者の構成等	SPCに出資しなければ、「民間提案施設企業」は「協力企業」という理解でよろしいでしょうか。それとも、構成員でも協力企業でもないという位置づけでしょうか。	民間提案施設企業は、SPCから直接業務を請け負わないため、構成員又は協力企業にあたりません。
53	9	2	(3)	ア	(ア)	c		入札参加者の構成等	「民間提案施設企業」とは、第三者委託の扱いでも良いとの理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設企業は、入札参加グループを構成する企業です。実施方針に関する質問・回答書No52も参照ください。
54	11	2	(3)	イ	(イ)			入札参加者の入札参加資格要件(業務別)	設計、工事監理、建設、運営、維持管理、その他、及び民間提案施設の各企業は、それぞれを兼務することは可能でしょうか(但し、工事監理と建設の兼務は除く)。また、建設については、一般土木建築工事、建築工事、土木工事(下水工事を含む)、電気工事、給排水・衛生空調・管工事、造園工事、をそれぞれ兼務することは可能でしょうか。ご教示願います。	前段について、資格要件を満たす限り兼務は可能です。後段について、資格要件を満たす限り兼務は可能です。
55	12 13	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	設計企業	入札参加資格要件の各業務別の①の「資格者名簿」への登録について、「公告時点で平成31年西宮市指名競争入札参加資格者名簿(以下「参加者名簿」という)に登録されていない者も、入札参加申し込みを提出することができる。本件に参加申し込みをした者に限り西宮市は入札日までに参加資格者名簿登録の申請を受け付けるものとする。但し、入札執行までに登録完了していることが条件とする。」旨の記載の追加は可能でしょうか。	随時登録は行いませんが、平成31年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿への登録規定を削除し、代替措置として、市が指定する時期に、通常の登録時に必要な書類の提出・審査期間を設けることで対応します。詳細は、入札公告時に示します。
56	13	2	(3)	イ	(イ)			入札参加者の入札参加資格要件(業務別)	貴市の資格者名簿にJ1で登録している場合でも、要求される実施設計の元請実績があれば建築施設設計企業と兼務しても良いとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	実施方針に関する質問・回答書No55を参照ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
57	11	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	設計企業	建築施設設計企業、建築施設工事監理企業、建設企業、の工事監理者について、市が必要と認めた場合に限り変更が可能とありますが、必要と認める場合とは具体的にどのような場合でしょうか。ご教示願います。	原則不可です。ただし、傷病等やむを得ない事情がある場合には協議によるものとします。
58	12	2	(3)	イ	(イ)	a	(b)	工事監理企業	「公園施設設計企業」及び「公園施設工事管理企業」に関する入札参加資格要件②について、「造園部門」「道路部門」「下水道部門」いずれか1つ以上の建設コンサルタント登録を行ってれば資格要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	1社で参加の場合は、「造園部門」「道路部門」「下水道部門」全ての建設コンサルタント登録が必要で、複数社で参加の場合は、複数社で上記のコンサルタント登録をすべて有していれば条件を満たすものとします。
59	13	2	(3)	イ	(イ)	c		建設企業	「建設企業は構成員とし」とありますが、その下段には「(a)及び(b)の要件を満たす構成員又は協力企業」とあるため、少なくとも1社が構成員で(a)からeまでの要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
60	13	2	(3)	イ	(イ)	c	(a)(h)	建設企業	他の者は(a)及び(b)の要件を満たす構成員又は協力企業とする。とありますが、(a)について指名競争入札参加資格者名簿へ該当項目に登録されておらず、申請時に1つ選択できる登録希望業種を別の項目にしている場合、構成員又は協力企業の対象にはなれませんでしょうか。なれる方法があればご教示ください。(例)J総合工事のJ-8に登録。など。	実施方針に関する質問・回答書No55を参照ください。
61	13	2	(3)	イ	(イ)	c	(a)	建設企業	資格者名簿の「一般土木建築工事」に登録していれば、本事業の「建設及び建設関連業務」「既存施設の解体・撤去関連業務」「備品等の設置業務」「その他の業務」を実施することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、実施方針に関する質問・回答書No55も参照ください。
62	13	2	(3)	イ	(イ)	c	(a)	建設企業	「資格者名簿の・・・当該構成員又は協力企業が実施する工事に対応した工種に登録されていること」とありますが、登録されている工種以外の業務は実施不可という理解でよろしいでしょうか。例えば建築一式のみで登録しているものは、土木工事、電気工事・・・造園工事等は実施不可という理解でよろしいでしょうか。	工種は問いませんが施工実績等は必要です。例えば、建設業法上問題なければ、建築一式であれば兼務可能です。なお、実施方針に関する質問・回答書No55も参照ください。
63	14	2	(3)	イ	(イ)	e	(b)	維持管理企業	維持管理企業の参加資格要件について、有資格者の具体をお持ちでしたらご教示ください。	建築物環境衛生管理技術者等を想定しています。なお、SPCから維持管理企業が請け負った業務の一部を、第三者に委託又は下請人を使用する場合は、当該一部の業務に係る資格は、第三者又は下請人が有することで参加可能です。
64	15	2	(3)	イ				各業務を行う者の入札参加資格要件	e：維持管理企業に「一般財団法人西宮スポーツセンター」あるいは「一般財団法人西宮体育協会」が参加することは可能でしょうか。ご教示願います。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
65	15	2	(3)	イ				各業務を行う者の入札参加資格要件	g(a)に「提案する民間提案施設業務と同種事業の運営実績を有していること」との記載がありますが、提案施設にテナントを誘致する場合は、事業者は賃貸事業の実績を有しておればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通りです。
66	15	2	(3)	イ				各業務を行う者の入札参加資格要件	民間提案施設において、民間提案施設企業が転貸借を行い運営者を誘致することも考えられます。この場合、転借人である運営者が入札参加資格要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	15	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	施設整備業務を行う者の遵守事項が御座いますが、維持管理運営業務及び民間提案施設業務について、同様な遵守事項は御座いますでしょうか。	ありません。
68	15	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	施設整備業務を行う市内事業者に「施設整備業務に係る対価(ただし割賦金利を除く)に対する割合を20%以上」を発注する旨の記載がありますが、ここでいう「施設整備業務に係る対価」の内訳にはSPC設立費用等の費用は含まず、「p3.ク 事業範囲(イ)施設整備業務」に係る費用の20%以上の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
69	15	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	「施設整備業務を行う者のうち」とありますが、維持管理業務・運営業務等は本項の対象ではないというお考えでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
70	16	2	(4)	ア				著作権	市が提案書の一部又は全部を公表する際には、事前に事業者の合意を得るものと考えて宜しいでしょうか。	提案書の内容を公表する必要が生じた場合には、事前に協議します。
71	17	2	(5)	イ				特別目的会社(SPC)の設立等の要件	「特別目的会社を西宮市内に設立すること」とありますが、本事業で整備する施設内に設立することも可能でしょうか。	可能です。
72	17	2	(5)	イ				特別目的会社(SPC)の設立等の要件	入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えることが要件となっておりますが、50%未満については構成員以外からの出資という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通りです。50%未満については、構成員以外が出資することも可能です。
73	17	2	(5)	イ				特別目的会社(SPC)の設立等の要件	SPCの保有する株式は、議決権株式か無議決権株式かの指定はございますでしょうか。ご教示願います。	議決権株式です。
74	21	4	(3)					本事業で整備する施設構成	既存の中屋町駐車場の料金体系について開示頂けないでしょうか。	最新の料金体系は、市ホームページに掲載しています。 【URL】 https://www.nishi.or.jp/access/sports/tennis/cen_tennis.html 【参考：料金体系(2019年4月現在)】 最初の1時間以内 100円 1時間を超え30分毎 100円 ただし営業時間内 最大1,000円 営業時間外 1,000円 1回 ※大型車は上記料金の3倍

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答	
75	21	4	(3)					本事業で整備する施設構成	テニスコート及び中屋町駐車場の運営開始はI期でしょうか。また、運営開始から修繕費を負担する必要がありますが、収支計画に影響があるため、現在検討されている修繕計画を開示頂けないでしょうか。また、支払い方式については、毎年一定額の費用を見込んでおき、増減があった場合は貴市と協議の上、精算とさせて頂くという方式でよろしいでしょうか。	前段について、運営開始はI期からとなります。したがって、修繕費負担もその時点から発生します。中段について、直近のテニスコート人工芝改修は2019年です。それ以降は部分補修しています。テニスコート及び中屋町駐車場の修繕費履歴及び金額については添付資料(資料-29)を追加します。後段について、修繕履歴等を参考に修繕・更新業務に係る費用を提案してください。原則的に市と事業者による精算は想定していません。	
76	23	6	(3)					金融機関(融資団)と市の協議	一定の重要事項とは具体的にどのようなものでしょうか。ご教示願います。	担保権設定、実行、通知義務等ですがこれらに限られません。融資を受ける場合には、融資契約書及び担保権設定契約書をご提示ください。	
77	25	8	(2)					指定管理者の指定	指定管理者の指定時期によって開業準備期間中に予納金を受け取れるか否か、利用許可ができるか等が変わります。予納金を受け取れないと安易なキャンセルが可能となり運営に支障をきたす可能性があります。指定管理者の指定時期については、一定の配慮を頂けると理解してよろしいでしょうか。	指定管理者の指定は令和2年(2020年)6月定例会への議案提出を予定しています。	
78	25	8	(2)					指定管理者の指定	「指定を行う市議会定例会については、事業者の提案するスケジュールに応じて協議の上決定する。」とありますが、本事業契約に係る議会の議決(2020年7月)と異なる時期となる場合には、事業契約の議決は得られたが、指定管理者の指定に係る議決を得られないような事態が生じるリスクが存在するために、同定例会で議決を踏られる予定であるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No77を参照ください。	
79	25	8	(2)					指定管理者の指定	「指定を行う市議会定例会については、事業者の提案するスケジュールに応じて協議の上決定する。」とありますが、事業者提案の何によって指定の議決が異なることを想定されているかご教授ください。	実施方針に関する質問・回答書No77を参照ください。	
80	27	別紙2	リスク分担保表							「事業契約書(案)と重複するものについては～」とありますが、事業契約書(案)に記載がないものは実施方針のリスク分担保表の内容が適用されるとも読み取れます。実施方針及びその質問回答が入札図書の一部を構成するかについて、入札説明書等で明確化されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針及び実施方針に関する質問回答書は、入札図書の一部を構成しません。
81	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(4)資金調達リスク	資金調達リスクが両者主分担となっていますが、その意図についてご教示願います。	本事業では、施設整備業務に係る対価の一部に国の交付金及び起債を活用する予定であることから、市も負担者としています。	
82	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(6)税制度変更リスク	SPCやその構成員・協力企業は、本件施設において事業所税の課税対象となりますでしょうか。またその場合、公益法人が構成員になる場合も課税の対象となる理解でよろしいでしょうか。	管轄の税務署に確認ください。	
83	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(8)住民対応リスク	市のリスクとされているもの(住民訴訟等)が原因で、事業者がレンダより融資を受けられない場合の資金調達リスクは市という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、全ての原因が住民訴訟等であると事業者が明らかにした場合に限ります。	
84	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(8)住民対応リスク	ここまでの計画において住民からの反対運動や訴訟等がありましたか。またその内容をご提示ください。	ありません。	
85	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(11)不可抗力リスク	負担者の事業者▲※2として、一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担となりますが、詳細は事業契約書(案)で明らかにすると記載があります。選定された事業者と市との間で協議をしたうえで契約書に反映という考えで宜しいでしょうか。	本事業は、事業契約書(案)で公表します。本件に関し、選定事業者と市の協議による決定は行いません。	
86	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(11)不可抗力リスク	※2に記載される「一定の金額」とは具体的な基準がございましたらご教授下さい。	入札公告時に示します。	
87	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(11)不可抗力リスク	事業者負担が▲※2(一定の金額以下は事業者負担)となりますが、想定される負担額の幅(程度)をご教示ください。	実施方針に関する質問・回答書No86を参照ください。	
88	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(11)不可抗力リスク	不可抗力リスクの負担割合について、事業契約書(案)にて貴市及び事業者の各々の負担割合が明確に記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
89	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(11)不可抗力リスク	※2で「不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業主負担」となっていますが、一定の金額の目安をご教示願います。	実施方針に関する質問・回答書No86を参照ください。	
90	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(13)金利変動リスク	基準金利確定日以降の金利変動リスクは事業主が主分担となっていますが、基準金利確定日とはいつを指しているかをご教示願います。	施設引き渡し予定日の2銀行営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)を予定しています。	
91	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(12)物価変動リスク	光熱水費の負担は全て事業者になりますが、光熱水費の供給単価の上昇についても、一定の指標での改定が認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。	
92	27	別紙2	リスク分担保表	共通				(12)物価変動リスク	事業者負担が▲※3(一定の金額以下は事業者負担)となりますが、想定される一定の指標をご教授ください。	入札公告時に示します。	
93	28	別紙2	リスク分担保表	運営維持管理時				(27)施設損傷リスク	「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」とありますが、解釈が難解のため具体的にご教示頂けないでしょうか。また、(11)不可抗力リスクと同様の解釈にして頂けないでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。	

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
94	28	別紙2	リスク 分担表	運営維持 管理時				(28)技術革新リ スク	大幅な技術革新は予見が難しいため、事業者がリスクを全て負うことは厳しいと考えますので、貴市と協議として頂けないでしょうか。	本リスクは、協定等の締結の時点で想定していない技術革新により、採用した技術が陳腐化し、効率性、競争性を失った場合等のための更新を想定しています。原則的に原案の通りを予定していますが、内容に応じて協議も想定しています。
95	28	別紙2	リスク 分担表	運営維持 管理時				(28)技術革新リ スク	技術革新に伴う設備・機器更新が事業者リスクになっておりますが、どのような更新を想定されているのでしょうか。設備・機器の陳腐化による更新であれば市のリスクと考えます。	実施方針に関する質問・回答書No94を参照ください。
96	28	別紙2	リスク 分担表	運営維持 管理時				(28)技術革新リ スク	たとえば、市が事業期間中に新たに導入する設備・機器に対する対応能力の事を想定しているのでしょうか？どのような場合を想定されているのかご教示ください。	実施方針に関する質問・回答書No94を参照ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
1	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	1期における既存多目的グラウンド解体及び埋蔵文化財調査については、本事業者選定期間中から貴市にて実施していただくことは出来ないでしょうか。意図としましては、事業者が本事業契約締結後に解体・文化財調査計画立案～解体施工、文化財調査を実施する場合と比較して、貴市にて先行実施するスケジュールの方が期間遅延リスクの発生を抑えることが出来ると考えたためです。	原案の通りを予定しています。
2	2	1	(1)	キ	(ア)			事業期間	1期における既存多目的グラウンド解体及び埋蔵文化財調査期間は、基本設計及び実施設計期間中であると想定されます。本期間については、あくまでも設計業務期間中との認識でよろしいでしょうか。解体工事施工を伴うため、建設業務期間中でもあるという認識でしょうか。建設業務期間とした場合、建設業務責任者の配置が必要となるでしょうか。	施設の供用開始を遅らせないよう、設計期間中に確認調査を実施していただく想定です。現多目的グラウンドに新体育館を建設する場合は、解体工事を要する場合がありますと認識します。その場合は必要な責任者の配置をしてください。
3	8	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告後、入札説明書等に関する質問の受付締切までの間に現地説明会の開催をお願い出来ますでしょうか。	現地説明会は実施しませんが、現地確認の際に建物の内部までご確認される場合は個別に対応しますので、スポーツ推進課までご連絡ください。
4	8	2	(2)	ア				募集者の募集及び選定のスケジュール	公募から参加資格審査までに多くの時間を費やしており（公募から提案書提出までのうち、約半分の期間）、もう少し提案書作成にかかる時間を確保していただけると幸いです。	ご意見を踏まえて、検討します。
5	8	2	(2)	ア				募集者の募集及び選定のスケジュール	本事業は中央運動公園全体にわたる提案となり、広範囲な理解が必要です。つきましては「記載の内容以外にも、質疑もしくは対話の機会を設けることがある」と確認の機会について余地を残していただけると幸いです。	ご意見を踏まえて、検討します。
6	8	2	(2)	ア				対話の実施	対話の実施及び対話の回答を十分に提案に反映させるため、対話の回答から入札及び提案書類の受付まで、2か月以上の期間を確保していただくようお願いいたします。	ご意見を踏まえて、検討します。
7	8	2	(2)	イ				実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付	3月20日公表から3月29日の受付締切日まで、公表されている資料の量に比して検討期間が短いと思われまます。もう少し受付期間を延長して頂くことは、可能でしょうか。	予定通りに実施させていただきます。
8	8	2	(2)	イ	(イ)			実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付	3月20日公表から3月29日の受付締切まで、公表されている資料の量に比して資料の読み込み及び検討期間が短かく感じます。もう少し受付期間を延長していただくことは可能でしょうか。	予定通りに実施させていただきます。
9	8	2	(2)	イ	(イ)			意見の受付	質問及び意見の受付期間の延長は出来ませんでしょうか。時間が短く深く提案検討が出来ませんでした。	予定通りに実施させていただきます。
10	9	2	(3)	ア				入札参加者の構成等	選定における公平性確保の観点から、市の外郭団体の入札参加は不可とすべきと考えます。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
11	9	2	(3)	ア				入札参加者の構成等	選定における公平性確保の観点から、本施設をホームとする西宮ストークスや拠点を市内に有するJTマーベラスの入札参加は不可とすべきと考えます。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
12	9	2	(3)	ア及びイ				入札参加の構成等各業務を行う者の入札参加資格要件	公益財団法人西宮スポーツセンターの参加資格についての言及がありませんが、参加と考えれば宜しいでしょうか。参加者の公平性を期する意味でも、公益財団法人西宮スポーツセンターの特定のグループへの参加については自粛すべきと考えます。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
13	9	2	(3)	ア及びイ				入札参加の構成等各業務を行う者の入札参加資格要件	本計画にて新設される新体育館をホームスタジアムと想定する「西宮ストークス」及び「JTマーベラス」については、参加の公平性を期する意味でも特定グループへの参加は自粛すべきと考えます。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
14	9	2	(3)	ア及びイ				入札参加者の構成等各業務を行う者の入札参加資格要件	公益財団法人西宮スポーツセンターの参加の是非について言及がありませんが、参加可能と考えればよろしいでしょうか。参加者の公平性を期する意味でも、現在の指定管理者である公益財団法人西宮スポーツセンターの特定のグループへの参加は好ましくないと考えますが、いかがでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
15	9	2	(3)	ア及びイ				入札参加者の構成等各業務を行う者の入札参加資格要件	西宮ストークス及びJTマーベラスの参加の是非について言及がありませんが、参加可能と考えればよろしいでしょうか。本計画にて新設される新体育館をホームアリーナと想定するチームであることから、参加者の公平性を期する意味でも特定グループへの参加は好ましくないと考えますが、いかがでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
16	12	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	建築施設設計企業	「他の者は①及び②の要件を満たすこと」と記載されていますが、今回の設計内容は体育館、陸上競技場、公園施設と多岐に渡る為、より専門性の高い構成員を加え、高度な設計を実施するため、「他の者」についての資格要件基準を緩和して頂きたく、②「一級建築士事務所として登録されている事」のみに変更頂く事をご検討下さい。	平成31年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿への登録規定を削除し、代替措置として、市が指定する期間に、通常の登録時に必要な書類の提出・審査期間を設けることで対応します。したがって、ご質問にある「他の者」の要件は②「一級建築士事務所として登録されていること」のみとします。
17	14	2	(3)	イ	(イ)	d		運営企業	外郭団体である現運営者の西宮スポーツセンターを含む企業が公募した場合は市民感情や情報収集、市の助成等において、公平な提案競争にならない可能性を考えますが、貴市の考え方をご提示ください。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。
18	14	2	(3)	イ	(イ)	d		運営企業	運営企業について、既設の中央体育館を運営する公益財団法人西宮スポーツセンター、及び西宮市を拠点とする西宮ストークスとJTマーベラスが、特定の入札参加グループに参画するとそのグループが有利となり参加グループ間での公平性が欠けると考えますので、特定のチームへ参画できないようにして頂きたい。	実施方針に関する質問・回答書No2を参照ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
19	15	2	(3)	オ				入札参加資格の喪失	指名停止により入札参加資格を喪失し、①基本協定を締結できない、②仮契約を結べない、③仮契約を解除される、場合が考えられます。事業者の責により契約できない場合に違約金を課される条項がある場合、指名停止に関しては本事業に関する不正行為等の事由による指名停止の場合に限定していただけませんでしょうか。本事業に関しない要件（他地域での労災事故等）で指名停止を受け、本事業の契約解除・契約が結べないことが違約金の支払い対象となる場合、その対象範囲が広くなり企業としてとれるリスクの範囲を超え、参加することが困難となります。	ご意見を踏まえて、検討します。
20	18	3	(3)	エ				モニタリングの結果に対する対応	事業者の実施する業務が市の要求水準を満たしていない事由が、市の責めに帰すべきものである場合は改善措置費用は市の負担に、不可抗力である場合は改善措置費用は協議させて頂きたく存じます。	ご意見を踏まえて、検討します。
21	27	別紙2	リスク運端表	共通				(12)物価変動リスク	物価変動リスクは一定の指標を基に改訂することを検討しているとありますが、従来型発注方式（一般競争入札）における物価スライドの対応としては契約締結日から1年を経過した後に、1.5%を超える物価変動に対して適用される事が一般的です。しかしPFI事業においては建設契約または着工時点では発注済となる物がありません。従いまして、設計期間中における物価変動に対しては、1.5%の条項を外していただくことは出来ないでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討します。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
1	3	1	3	(6)				民間活力を活用した区域全体の一体的な整備と管理運営	事業手法としてBTO方式を選択しておりますが、事業者はどの時期に指定管理者に指定されるかご教示ください。	指定管理者の指定は令和2年（2020年）6月定例会への議案提出を予定しています。
2	3	1	5					本事業の概要	事業者は、「現中央体育館での運営を維持しながら」とありますが、新体育館整備中の現体育館の運営維持管理は本事業の対象外の認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。現体育館の運営は、新体育館の竣工までは現在の指定管理者が行います。
3	4	1	5	(1)				事業用地	既存施設にスポーツセンターが含まれておりますが、本事業での対応方法についての記載が御座いませんが、解体する理解で宜しいでしょうか。また、解体業務も事業費に含まれるのでしょうか？解体するのであれば時期もご教示ください。	前段について、ご理解の通りです。中段について、スポーツセンターの解体費は事業費に含まれます。後段について、解体時期は2024年1月～7月（要求水準書（案）P.6参照）です。
4	4	1	5	(2)				本事業で整備する施設構成	テニスコート（既存）、中屋町駐車場（既存）は、工事対象外（維持管理運営のみ）となっているが、P.24（4）施設構成の概要欄外に、「※テニスコート、クラブハウスは…。ただし、維持管理・運営事業の対象には該当する。」とありますが、供用開始は2024年1月～2044年3月までの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	5	1	6					災害時の拠点施設としての機能	予定されている事業契約書をご教示ください。	入札公告時に示します。
6	5	1	6					災害時の拠点施設としての機能	災害により運営の中断が余儀なくされる事態が発生した場合においても、本施設の維持管理業務等を行うとありますが、利用料金収入がない状態では事業者が維持管理を行う原資が失われてしまいます。避難所などの開設などに伴う追加的経費以外に通常の維持管理に要する経費についても貴市が補填いただけると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
7	6	1	9					指定管理者の指定	「指定を行う市議会定例会については、事業者の提案するスケジュールに応じて協議の上決定する。」とありますが、本事業契約に係る議会の議決（2020年7月）と異なる時期となる場合には、事業契約の議決は得られたが、指定管理者の指定に係る議決を得られないような事態が生じるリスクが存在するために、同定例会で議決を踏られる予定であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No1を参照ください。
8	8	1	10	(2)				維持管理業務及び運営業務に係る費用負担	光熱水費は事業者負担とありますが、新設の体育施設の光熱水費を提案段階で精度高く予測することは至難であり、一定の余裕をみて試算せざるを得ません。結果的にサービス対価の増加につながることから、運営開始後の数年間は実費精算とし、安定期に入っていないから増減のリスクを事業者がとる形に移行願えないでしょうか。	原案の通りを予定しています。
9	8	1	10	(2)				維持管理業務及び運営業務に係る費用負担	新築の光熱水費はぶれが大きいと、貴市の過度な負担を避けることも考慮し、維持管理開始の2年目等で見直しの期間を設けて頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No8を参照ください。
10	12	1	14					地域経済への配慮	市内の地元企業の活用について、事業者の構成員や協力企業としての参画も期待されていると理解してよろしいでしょうか。	市内事業者の活用について、形態は問いません。
11	12	1	14					地域経済への配慮	市内の地元企業の定義は、本社・営業所・支店を西宮市内に有している企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	13	1	16	(3)				情報公開	事業者のノウハウに基づき作成した一部の施工関連資料や会議資料等、公開することにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は、西宮市情報公開条例に基づき市と公開可否について協議できるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	13	1	17					事業期間終了時の要求水準	「事業者は、(省略)事業期間終了時の引き渡し状態を踏まえ、「長期修繕計画書」を作成・更新し(省略)」とありますが、79ページの長期修繕計画書に記載のとおり、「事業期間終了時の引き渡し状態を見据え」、供用開始の2ヶ月前に市に提出し、事業期間中において更新する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	14	1	18		9)			用語の定義	「地域の課題を解決するための公共施設」とはどういった施設でしょうか。具体的にご教示願います。	消防署建設の予定地として検討しています。
15	15	2	1	(4)				業務期間	「本事業期間全体」とはいつからいつまでのことでしょうか。ご教示願います。	契約時～管理運営期間終了までを想定しています。
16	16	2	1	(5)			オ	業務実施の基本方針	セルフモニタリングのシステム構築にあたって市と必要な協議を行う旨の記載がございますが、貴市によるモニタリングはセルフモニタリングをベースとして評価されることをお考えでしょうか。	事業者のセルフモニタリング結果も踏まえて評価します。
17	16	2	1	(6)				実施体制	設計・建設期間及び開業準備・維持管理・運営期間において、統括管理責任者が交代することも想定されており、選出する構成企業又は協力企業も変更することも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
18	16	2	1	(6)	1)		オ	統括管理責任者	関係者との連絡調整等の効率化の為、施設の運営・維持管理業務の全体を総合的に把握し、市や関係機関との連絡・調整を行う館長が統括管理責任者を兼務することは可能でしょうか。	可とします。
19	17	2	2	(1)	2)		エ	統括管理責任者	本事業に関連する、市や関係機関、各種関係団体等の主催する会議に統括管理責任者が出席できない場合には、予め定める業務担当者が代わりに出席することも宜しいでしょうか。	可とします。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答	
20	18	2	2	(1)	3)			「運営事業全体計画書」の作成及び市への提出	運営事業全体計画書は「供用開始の5か月前までに市に提出し承認を受けること」とあります。当該計画書の対象期間は維持管理・運営期間であり、各年度の目標も各業務における目標を記載するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
21	19	2	2	(3)		②	ウ	利用者アンケート	年度ごとに1回程度実施する利用者に対するアンケートは、維持管理・運営期間中に実施するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
22	19	1	2	(3)		②	キ	事業評価業務要求水準	運営開始から5年毎を目途とするありますが、Ⅱ期及びⅢ期整備対象施設の供用開始予定である2025年10月が起算月という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	I期整備対象施設の供用開始から起算します。	
23	20	3	1	(1)	2)			既存施設の概要	テニスコート人工芝の設置年度をご提示ください。	直近の改修は2010年です。それ以降は部分補修しています。	
24	21	3	1	(2)			ウ	用途地域	観覧場の用途規制について緩和することを予定している。とは具体的にどのような緩和内容となりますでしょうか。P63では本業務において建築基準法48条但し書きの許可の申請を行うこととなっています。	特別用途地区による緩和を基本としますが、難しい場合は建築基準法48条但し書きの許可申請での対応を考えています（許可の申請・手続きは事業者の負担にて実施してください。）。	
25	21	3	1	(2)			ウ	用途地域	「観覧場」の用途規制について緩和することを予定している、との記載がありますが、建物用途は「観覧場」でしょうか。	体育館、武道場、スタンドの観覧場の用途部分を指します。	
26	21	3	1	(2)			ウ	用途地域	新体育館の建物用途は主としてスポーツを行う場であり、年間の内一部を興業や講演会などに供する場があるとの位置付けで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
27	21	3	1	(2)			ウ	用途地域	新体育館の建物用途は主としてスポーツを行う場であり、年間の内の一部(30日程度)を興業や講演会などに供する程度との位置付けでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
28	21	3	1	(2)			ウ	用途地域	「観覧場」の用途規制について緩和することを予定している、との記載がありますが、建物用途は「体育館」ではなく「観覧場」でしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No25を参照ください。	
29	21	3	1	(2)			エ	建蔽率	建蔽率上限を5%→20%への割り増しを行うと記載がありますが、角地による建蔽率の割り増し等は、さらに付与できると考えてよろしいでしょうか？	都市公園法による建蔽率の制限に対する緩和であり、建築基準法による角地緩和は適用されません。	
30	21	3	1	(2)			サ	敷地形状等	事業区域の南西側に、公共施設建設予定地を造成しますが、その位置・形状を資料-2地形測量図にお示し下さい	現在お示しできる資料はありません。	
31	22	3	1	(2)	2)	①	イ	道路改良計画	事業者起因しない協議内容により道路改良が必要となるリスクは、市の負担でお願いできませんか。	本施設の整備に関する公安委員会などの関係機関協議により、本事業に起因する周辺道路の交差点改良や道路改築等が必要となった場合は、本事業範囲として設計、協議、施工するものとします。	
32	22	3	1	(2)	2)	①	イ	a 道路改良計画	入札時点では関係機関協議の内容の想定が難しいため、交差点改築や道路改築に係るリスクを高めに設定することになり、事業費（設計費、建設費）が大きくなります。事業費低減のためには、事業範囲外として頂けないでしょうか。	原案の通りを予定しています。	
33	22	3	1	(2)	2)	①	イ	a 道路改良計画	提案に際し、道路改良計画や排水計画等に関して関係部署等への事前相談、協議を行っても宜しいでしょうか。	可能です。	
34	23	3	1	(3)				インフラ条件	国道171号線の無電柱化の計画図をご教示ください。	計画図はありません。無電柱化に伴う現中央体育館への引込工事は2019年4月～6月にかけて実施する予定ですので、引込については直接現場をご覧ください。	
35	24	3	1	(4)				屋外施設 駐車場・駐輪場	P24に常設駐車場400台以上ありますが、P31では多目的広場等を活用した臨時駐車場を含むと記載されています。臨時を含んで400台とし、常設駐車場の台数は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	臨時駐車場が主として平日において常時開設する状況とならないよう、配慮することを前提として、駐車場の内訳については事業者の提案に委ねます。	
36	24	3	1	(4)				屋外施設	大型バス用駐車場を設置するとの規定は有りますでしょうか。	規定はありません。市は数台程度と考えますが、競技大会の開催の想定やBリーグのホームアリーナ検査要項（「新設」の基準）を参考に適切に確保してください。	
37	26	3	2	(1)	1)	③	ク	安全・防災・防犯	生物多様性に配慮した植栽計画とありますが、貴市の想定する配慮(程度)をご提示ください。	鳥や昆虫を呼ぶ実や花がつく樹種等の提案を求めます。また、資料-13のブラックリストの対象樹種は植栽できません。	
38	28	3	2	(1)	2)			カ	施工計画	工事は、原則として4週6閉所を旨として行うこととありますが、P62では、市の了解を得たうえで行うとも記述があります。土曜日の工事は原則不可で工事上やむを得ない場合のみに限って工事可能との理解でよろしいでしょうか。	4週6休の記載は削除します。適切な休暇を確保するように努めるものとし、指定される工期を厳守する上で、工事上及び工程上やむを得ない場合については、ご理解の通りです。
39	28	3	2	(1)	2)			カ	施工計画	原則として4週6閉所との記載がありますが、仮に4週6閉所での計画では指定工期内に完了できないと判明した場合は4週6閉所ではない工程として組み直しても問題無いでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No38を参照ください。
40	28	3	2	(1)	2)			カ	施工計画	「工事は、原則として4週6閉所を旨として行うこと。」とありますが、政府の働き方改革実現会議での議論や、関連法案による働き方改革の推進を踏まえ、建設業界（一般社団法人日本建設業連合会）では、[週休二日実現行動計画]を策定し、[2021年度末までに4週8閉所の実現を目指す。]こととしています。それらの社会情勢を踏まえ、本要求はあくまでも「原則」であり、貴市との協議によって柔軟に取り扱っていただける、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No38を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1	①	ア	項目名	質問内容	回答
41	28	3	2	(2)	1		エ	配置計画	エ.における「(省略)公園全体の見通しと人のスムーズな流れを確保すること。」とは、「公園全体の見通しと人のスムーズな流れを確保した配置とすること。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	28	3	2	(2)	2		オ	平面・動線計画	車両のアクセスは出入口前交差点を基本とすると思いますが、民間提案施設専用の限られた台数しか出入りしないとしても171号線からの車両侵入は認められないのでしょうか。171号線からの車両の出入りは魅力的な民間提案施設の誘致には必須と考えております。	公安委員会および西宮警察署との事前協議により、車両のアクセスは出入口前交差点を基本としていますが、民間提案施設利用者専用の駐車場の出入口は、公園の駐車場との往来ができない場合に限り、国道171号側に設置することも認めます。ただし、公安協議や国交省協議の結果によるものとします。
43	29	3	2	(2)	2		ク	平面・動線計画	「本施設にアクセスするための案内標識等の設置、および、本施設の整備により既存の市・県・国道の案内標識等に変更が生じる場合の表示変更については、本事業内で設計、協議、施工するものとする。」との記載がありますが、これら案内標識の維持管理、修繕・更新業務は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	29	3	2	(2)	2		ク	平面・動線計画	本施設にアクセスするための案内看板等は、敷地外であること、明確な数量等把握出来ないこともあり、設計・建設費は事業費に含めず、市の負担でお願い出来ませんか。	原案の通りを予定しています。
45	29	3	2	(2)	3	①		公園施設	既存樹木において、保存しなければならない樹木はありませんか。	施設の配置上、残せる樹木については、保全してください。また、現状の多目的グラウンド東側にある巨木ムクノキ(1本)は保全し、支障となる場合は公園内に移植してください。
46	30	3	2	(2)	3	①	キ	公園施設	①公園施設 キ.屋外多目的コート、とありますが、広さの上限や設置エリアは決まっているのでしょうか。多目的広場の一部に設置する理解でよろしいでしょうか。	カの「多目的広場」とは別に設置することとしますが、要求水準書等を満たす範囲内において、隣接又は一体的に設置することも可とします。なお、その具体的な諸元については、事業者の提案に委ねます。
47	31	3	2	(2)	3	①	ス	公衆電話	①公園施設 ス公衆電話 特設公衆電話について、現状3台設置されているようですが、事業者側での設置が困難な社会状況ため、現状の3台をNTTと貴市にて協議の上移設して頂けないでしょうか。	現在、屋外に公衆電話は2基設置されていますが、本事業に伴う移設については、事業者の協力を得ながらNTTと市が協議して対応します。また、災害時の特設公衆電話については、新体育館開館後、館内に設置する予定としていますので、回線敷設のための管路(空配管等)について配慮をお願いします。
48	31	3	2	(2)	3	②		駐車場・駐輪場	多目的広場等を活用した臨時駐車場を含んで400台以上確保することと記載がありますが、要求水準書p24には常設駐車場400台以上という記載がございます。どちらを正として考えればよろしいでしょうか。	臨時駐車場と中屋町駐車場を含めて400台以上確保してください。要求水準書の表記を修正します。
49	31	3	2	(2)	3	②		駐車場・駐輪場	多目的エリアの駐車場利用で想定される車両重量は、応募者にて想定することよろしいでしょうか?求められる耐荷重があれば、ご指示ください。	事業者の提案に委ねます。
50	31	3	2	(2)	3	②	キ	駐車場・駐輪場	大型バスの乗降を考慮し、専用スペースを確保することとあるが、車寄せを設け、停車することができれば、良いでしょうか。それとも専用の駐車樹が必要とのことでしょうか。	専用の駐車樹を設けた上、台数は事業者の提案に委ねます。
51	31	3	2	(2)	3	②	ク	駐車場・駐輪場	荷物の積み下ろしができるスペースを確保とあるが、車路を兼ねた計画でも良いでしょうか。	他の車両の通行を妨げない限りにおいて可とします。
52	31	3	2	(2)	3	②		駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場:今回の提案で中屋町駐車場の改築を検討してもよろしいか。ご教示願います。	中屋町駐車場は一般住宅に囲まれているので、立体化など大規模な改築は不可とします。
53	32	3	2	(2)	3	③	イ	防災機能	③表内イに記載の「航空局基準書」の正式名称をご教示お願いします。	正式名称は「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」です。
54	32	3	2	(2)	3	③	ウ	防災機能	③表内ウaの「西宮市マンホールトイレ整備方針(案)」をご教示願います。	設置基数の考え方については、下記の通りです。 設置基数=想定収容人数÷100人/基 +1基(バリアフリー用) ※少数点以下切上
55	33	3	2	(2)	5			造成計画	既存の擁壁は活用することができるものとしてよろしいでしょうか。	P36植栽計画において見通しを確保した植栽、また資料7道路改良計画(案)による道路幅で擁壁撤去にかかる要求水準があり、これらを満たして安全であれば活用が可能です。
56	33	3	2	(2)	5			造成計画	公共施設建築予定地に計画している施設の用途をご教示願います。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No14を参照ください。
57	34	3	2	(2)	6	②	ア	公園施設の条件	6)給水計画②ア:調査の対象となる井戸の位置、個数をご教示願います。	子供の遊びの広場と防災トイレにおいて井戸の活用を想定しているため、最低2ヶ所は必要です。具体的な場所や箇所数については、提案を求めます。
58	34	3	2	(2)	7	①	オ	雨水	東415水路は敷地外の工事になる為、協議事項などが入札時には詳細に検討出来ませんので、事業費の低減の為にも別途工事になりませんかでしょうか。	原案の通りを予定しています。
59	35	3	2	(2)	9		イ	照明計画	イにおける「平常時に必要な照度を確保しつつ、災害時の停電にも対応できる計画」とは、災害時にも単体で照明としての機能を果たすことのできる、停電対応型の照明を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	非常用照明器具ではなく、平常時は商用電力から、停電時は非常用発電機からの電源を供給する照明器具を想定しています。
60	36	3	2	(2)	12		エ	植栽計画	地域防災拠点及び避難所であることを考慮し、防火樹林帯等を設けること。とありますが、敷地外周の植栽計画全体に反映することよろしいでしょうか。	地域の避難所および地域防災拠点に位置付けられているため、大規模災害時の安全が確保できるよう植栽計画を考慮してください。
61	36	3	2	(2)	12		ケ	植栽計画	「西宮オリジナル植物については市より支給する。」とありますが、エンジェルズ・イヤリング等の苗については、施設整備時だけでなく、供用開始後においても適宜、貴市からご提供いただける、との理解でよろしいでしょうか。	整備時および花壇地などの維持管理時に必要な西宮市オリジナルプラワーは本市の生産している数量の範囲内で供給は可能です。必要な本数などを半年前を目途に協議してください。

No.	頁	第	1	(1)	1	①	ア	項目名	質問内容	回答
62	36	3	2	(2)	12)		ケ	植栽計画	西宮オリジナル植物について貴市より支給していただけることになっていますが、支給していただける樹木等の規格寸法、最大本数をご提示ください。	西宮市オリジナルフラワーの種類は以下の通りです。 ・ゆめむらさき（宿根草） ・サマーメジスト（宿根草） ・フクシア‘エンジェルス・イヤリング’（木本性） 3号ポット苗で供給できる数量は季節によって変動しますので、協議して下さい。 ・西宮権現平桜 ・夙川舞桜 2種のオリジナル桜は規格は、高さ3m、約30本程度は支給できます。 桜の場合は、市内苗圃で育成しておりますので、掘取り費を別途計上してください。
63	37	3	2	(2)	13)		カ	サイン計画	主要駅からの歩行動線に案内表示板等を設置することとありますが、維持管理費地外となりますので、維持管理は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	37	3	2	(2)	13)		カ	サイン計画	主要駅からの歩行動線に案内表示板等を設置することとありますが、対象となる歩行動線及び表示板設置個数を教えてください。	特には設定していません。事業者の提案に委ねます。
65	37	3	2	(2)	13)		カ	サイン計画	キ「禁止行為やマナー啓発のサインを設置すること。」との記載に関して、自治体ごとに条例等にて禁止行為は異なる為、貴市にて現在設置しているサインを教えてください。	選定された事業者に、市の標準タイプのサインを事業者選定後に提示します。
66	37	3	2	(2)	13)		カ	サイン計画	主要駅からの歩行動線に案内表示板等をつける工事は協議事項も多くなると想定されますので、入札時には詳細な検討が出来ませんので割高になります。別途工事になりませんか。	原案の通りを予定しています。
67	38	3	2	(3)	3)			諸室計画	現中央体育館内には、体育協会の事務所が設置されており、3) 諸室計画には記載がありませんが、設置は必要ないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	38	3	2	(3)	3)	①	ア	メインアリーナ	ア.メインアリーナ b. Bリーグ公式戦など各種公式競技が開催できること。(B. LEAGUEホームアリーナ検査要綱等を参考とすること。)とあります。B1リーグでは5,000席の観客席が必要となりますが、市として新体育館を西宮ストークスのホームアリーナとして支援していく意向との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	38	3	2	(3)	3)	①	ア	メインアリーナ	設計方針において、「Bリーグアリーナ要項(B1)を遵守」とありますが、アリーナ要綱は年々更新されております。適用される要綱の年度を明示いただけますでしょうか。	提案書の内容は、入札公告時点での最新版を満たすものとしてください。設計・建設時点で改定があった場合は最新版に準拠するよう随時変更を行ってください。ただし、大幅な変更となる場合は市との協議により決定します。
70	39	3	2	(3)	3)	①	ア	メインアリーナ	f サブアリーナを含めて全体でバスケットボールコート公式分以上確保する計画とした場合、例えばメイン2面、サブ2面の計画も可能で、その場合大会時にサブアリーナに観客席がないこととなりますが、よろしいでしょうか。	要求水準を充足させたい一方で、サブアリーナへの観覧席設置は事業者の提案に委ねます。
71	39	3	2	(3)	3)	①	ア	メインアリーナ	h 大型車両の乗り入れを想定したとありますが、大型車両とは2t車程度と考えてよろしいでしょうか。	メンテナンス性や準備・設営時等の乗り入れ車両を考慮して設計してください。
72	39	3	2	(3)	3)	①	ア	メインアリーナ	j 天井高は新体操競技を想定し、約14m程度確保することとありますが、新体操競技で使用する箇所のみを14m確保する計画とすることよろしいでしょうか。それともアリーナの競技エリア全体を14m程度確保する必要がありますか。	メインアリーナについては競技エリア(床面全体)の直上は天井高14メートルを確保しておくことが望ましいですが、他の競技大会やBリーグ、Vリーグ公式戦の開催にも配慮できていれば全体を均一の高さとする必要はありません。
73	39	3	2	(3)	3)	①	ア	メインアリーナ	qに記載のLEDディスプレイ等の大型映像表示装置のサイズや重量は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	最低限、寸法(H約3m×W約4m×4面)を想定して提案を行ってください。
74	39	3	2	(3)	3)	①	イ	サブアリーナ	サブアリーナには観覧席の要求がありませんが、大会時に観覧席がない計画でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	39	3	2	(3)	3)	①	ウ	メインアリーナ観覧席	c 移動観覧席は移動範囲が自由に設定でき、かつ収納可能なものとすると思いますが、基本計画のP16の写真のものは全体移動式の移動観覧席です。壁面固定型の移動観覧席は不可とのことでしょうか。	基本計画書の写真は参考程度とお考えください。また壁面固定型については事業者の提案に委ねます。要求水準書(案)40ページ「ウ メインアリーナ観覧席」 「d」を参照してください。
76	39	3	2	(3)	3)	①	ウ	メインアリーナ観覧席	c 移動観覧席は移動範囲が自由に設定でき、かつ収納可能なものとすると思いますが、組み立て式で設営するタイプの観覧席も可との理解でよろしいでしょうか。	組み立て式は設営・撤去に非常に時間がかかるため、その前後の時間帯・日において営業時間が制約される可能性が高く、実稼働率に影響を及ぼすと考えます。したがって、現状のアリーナ稼働率から考えると、設営・撤去にかかる時間は短いほうが望ましいと考えており、移動観覧席と同等の仕様は要求します。
77	39	3	2	(3)	3)	①	ウ	メインアリーナ観覧席	照明・映像等を設置した下端にて有効天井高さ1.4mと記載がありますが、センタービジョン等の設置は考慮しなくてよろしいでしょうか。また、1.4mの確保エリアは、新体操の競技エリア範囲ということでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No72を参照ください。
78	39	3	2	(3)	3)	①	ウ	メインアリーナ観覧席	体育館内部をフローリング仕上げとし、かつ高所作業車や搬入車両の乗り入れを想定するとのことですが、想定される車両重量は応募者が計画でよろしいでしょうか。求められる耐荷重があれば、ご指示ください。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No71を参照ください。
79	40	3	2	(3)	3)	①	ウ	メインアリーナ観覧席	3) 諸室計画①ウ：メインアリーナの観覧席数について、最大観客席数は5,000人程度を上限とするとありますが、Bリーグホームアリーナ検査要綱によるとB1基準で5,000席以上の観客席数を有することになっています。上限の規定は無く、B1基準を遵守することで考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	周辺は住宅街であり、コンサートなどの興行利用は想定しておりません。また、駐車場台数が十分に確保できる見込みがないことから、5,000席程度を上限と考えてください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
80	40	3	2	(3)	3)	①	ウ	メインアリーナ 観覧席	3) 諸室計画①ウ：「観覧席」と「観客席」の記載がありますが、同一のものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	同一です。「観覧席」に訂正します。
81	40	3	2	(3)	3)	①	エ	武道場	gh の項目で2面分は柔道用畳敷きを常設で、その2面分の畳を器具庫に収納できるようにすることを意味し、要求水準で整備を求めている畳は2面分との理解でよろしいでしょうか。	4面分を要求しています。 そのうち、2面分は常設で、残りの2面分は器具庫に収納するという意図です。具体的には以下のように想定しています。 (g主に柔道用としての使用を想定し、常時畳は敷いておく。ただし、板間(木製フローリング)での使用も想定し、当該畳を取り外し一時的に保管することを想定すること。h(2面分)は通常時は板間とし、柔道使用時等では器具庫に保管している畳を敷くことができること。)
82	41	3	2	(3)	3)	①	エ	武道場	I 天井高はなぎなた競技を行うため5.0m以上とありますが、観客席エリアは適宜高さを確保し、競技エリアのみを5.0m以上確保することの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
83	41	3	2	(3)	3)	①	オ	スポーツ活動諸室	e 鏡や音響装置を設けることとなりますが、dの項目で可動間仕切りにより4分割での計画を行った場合に鏡や音響装置の各室に必要な各室毎に個別利用できるようにする必要がありますでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、事業者の提案に委ねます。
84	41	3	2	(3)	3)	①	オ	スポーツ活動諸室	3) 諸室計画①オ：スポーツ活動諸室において、4室以上の確保及び200名以上が利用できる空間の確保とありますが、4室すべて200名以上が利用できることが必要でしょうか。ご教示願います。	1室の空間で200名以上の利用ができる計画としてください(通常時は移動間仕切りにより4室以上に分割利用していても可)。
85	41	3	2	(3)	3)	①	キ	更衣・シャワー室	e 各々独立したシャワーブースとして設置し、シャワーブースの外に水が流れ出ないような構造とは、シャワー室内に複数のシャワーブースを計画した場合の各々のシャワーブース間のことを指すのかシャワー室と脱衣室との間のことを指すのかが不明です。前者を指すのであれば、ユニットシャワーのような形状を求めているものでしょうか。	シャワー室と更衣室は隣接していることを想定していますが、その間について水が更衣室に流れ出ないことを意味しています。
86	41	3	2	(3)	3)	①	キ	更衣・シャワー室	シャワー利用は有料・無料の指定がありますでしょうか。	全て無料です。
87	42	3	2	(3)	3)	①	コ	管理事務室	管理事務室の定義は、運営事務室・中央監視室・警備室(防犯・防災機能)、及びこれらの更衣・休憩諸室等の機能を包括したものとして解釈してよろしいでしょうか。また、その諸室構成・規模においては事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	42	3	2	(3)	3)	①	コ	管理事務室	I 期整備対象の運営・維持管理期間開始後の地域インターネット回線の廃止・撤去にかかる費用については、II 期整備費用に含まれると考えてよろしいでしょうか。または、I 期施設運営・維持管理費にて見込むべきかご教示ください。	II 期整備費用に含まれるものとします。
89	42	3	2	(3)	3)	①	コ	管理事務室	新中央体育館の「スポーツネットにのみや」の開設が年度途中であった場合とは、「2024年1~3月」であった場合との認識でよろしいでしょうか(市負担は2024年4月~)。 また、年度内の回線使用料について、II 期整備費用またはI 期施設運営・維持管理費のどちらの費用で見込むべきかご教示ください。	前段について、ご理解の通りですが、新中央体育館が竣工してから、その年度の末日までです。後段について、I 期施設運営・維持管理費に含めてください。
90	42	3	2	(3)	3)	①	サ	市担当課分室	市担当課分室の整備について記載がありますが、ここで使用を見込まれる什器・備品については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
91	42	3	2	(3)	3)	①	サ	市担当課分室	市担当課分室の整備について記載がありますが、通信回線などのインフラ整備は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
92	42	3	2	(3)	3)	①	サ	市担当課分室	市担当課分室における水光熱費の負担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
93	43	3	2	(3)	3)	①	ソ	エントランス	3) 諸室計画①ソ：エントランスに情報・展示コーナーを設けることとなっておりますが、必要なスペース面積の目安をご教示願います。	特には設定していません。事業者の提案に委ねます。
94	43	3	2	(3)	3)	①	ソ	エントランス	「情報・展示コーナーを設けること。」とありますが、貴市として同コーナーに掲示等予定の必要量(面積等)は、どの程度でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No93を参照ください。
95	43	3	2	(3)	3)	①	タ	その他	AEDの設置要件がございますが、レンタル・リース対応ではなく、市所有の設備として整備を要するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。なお、レンタル・リース方式など調達方法は問いません。
96	44	3	2	(3)	3)	②	ア	新陸上競技場 e.g.h	インフィールド部分は、災害時の車両保管スペースや臨時ヘリポートとしての利用を想定していますが、投てき対応人工芝を採用した場合アスファルト舗装が無い構造のため構造上不適切と考えますがどのように考えればよろしいでしょうか。	緊急時の非常に発生頻度が少ないケースのため、やむをえない対応と考えています。人工芝の損傷に対する現状復旧費用等については市との協議とします。
97	44	3	2	(3)	3)	②	イ	観覧席	3) 諸室計画②イ：観覧席としてメインスタンドで屋根付き約1,000人収容以上との記載がありますが、固定席が1,000席以上必要とお考えでしょうか。ご教示願います。	固定席で1,000席以上(車椅子用スペースを含む)と考えます。
98	45	3	2	(3)	3)	②	ウ	会議室	b 放送設備を備えることとありますが、分割利用とした場合や複数室計画した場合に、それぞれの室に放送設備が必要でしょうか。	ポータブルアンプなどでの計画も可としますが、各室での放送設備については事業者の提案に委ねます。
99	46	3	2	(3)	4)	②	カ	耐震性能	CLT架構の検討は全建物について比較検討を求めていますでしょうか。	CLT架構の検討については要求水準書から削除します。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
100	46	3	2	(3)	4)	②	カ	耐震性能	4)構造計画②カ：CLTとの比較検討とありますが、提案書にその記載が必要となりますか。ご教示願います。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No99を参照ください。
101	46	3	2	(3)	4)	②	カ	耐震性能	CLT架構の比較検討は、どのような項目を比較項目として考えておられますか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No99を参照ください。
102	46	3	2	(3)	4)	②	カ	耐震性能	CLT架構についても比較検討を行うこととありますが、提案書において比較検討の結果を提示する必要がありますと考えればよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No99を参照ください。
103	48	3	2	(3)	6)	①	カ	基本的事項	自然採光を取り入れ照明負荷の少ない建物と記載がありますが、興行時には暗転を求められるケースが多く、アリーナ内の採光を制限した計画とすることが多いと考えます。逆に体育館利用を主とした計画の場合には、採光を重視する計画となります。「する」スポーツと「みる」スポーツを行う施設との記載がありますが、本計画は「体育館利用」を主とした計画ということでよろしいでしょうか。	「興行利用」、「体育館利用」の両方に対応が必要なため、合理的な範囲で自然光を取り入れられる計画してください。
104	48	3	2	(3)	6)	②	エ	電灯・コンセント設備	アリーナにおける照度は1500lx以上を確保とありますが、測定点は床面（FL+0）と考えてよろしいでしょうか？また、アリーナフロア全体の平均照度を1500lxとみるか、メインコート1面の平均照度を1500lxとみるかご指示ください。	床面+1.5mで、アリーナフロア全体の平均照度を1500lx以上を確保するとともに、Bリーグホームアリーナ検査要項で規定する照明設備の基準を満たす計画としてください。
105	49	3	2	(3)	6)	③	ク	受変電設備	オイルレス化についてはトップランナー油入変圧器2014では不可で、モールド変圧器を使用ということ考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
106	49	3	2	(3)	6)	③		受変電設備	③受変電設備 非常用発電機の燃料（軽油）の補充は貴市のご負担にて補充いただけますでしょうか。要求水準書（案）P111(7)2)ケに該当するという理解でよろしいでしょうか。	定期点検等による補充等は事業者負担です。避難所等の開設により停電が発生した場合の使用燃料は協議の対象とします。
107	49	3	2	(3)	6)	③		受変電設備	非常用発電設備の燃料（補充）費用について、引渡時・運営期間中において、市または事業者のどちらの負担となるでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No106を参照ください。
108	49	3	2	(3)	6)	④		中央監視設備	事業者の創意工夫の発揮として、新陸上競技場及び公園全体と新中央体育館の中央監視を何れかの場所で兼ねるような提案は可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
109	51	3	2	(3)	6)	⑨	ア	音響設備	本項目における音響設備とは、⑦拡声設備（業務放送）とは別の、興行を行う上の常設設備という考え方でよろしいでしょうか？ また、興行主が音響設備を独自に持ち込み、設置が容易にできる吊り機構を具備する方向で検討することは可能でしょうか。	前段について、興行利用時をメインとした音響設備については、必須ではなく、事業者の提案に委ねます。後段について、興行主による持ち込みなどを想定することは可とします。
110	51	3	2	(3)	6)	⑨	ア	音響設備	集団補聴システムについて磁気ループ補聴システム、FM補聴システム等指定はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
111	52	3	2	(3)	6)	⑩	ア	時計設備	時計設備についてデジタル、アナログの指定はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
112	53	3	2	(3)	7)	②	ウ	空調設備	本項における調湿機能とはアリーナのみか、それともアリーナ含めての全ての居室に調湿機能を持つ空調設備を具備するとの考え方がどちらかご指示ください。	アリーナのみを対象とします。
113	53	3	2	(3)	7)	②	ウ	空調設備	空調方式が、「バトミントン・卓球への影響が最小になる計画」とありますが、利用者想定をご指示ください。	練習など一般的な市民利用から公式大会までを想定しています。
114	56	4	1	(2)				業務の対象範囲	既存のテニスコート及び中屋町駐車場を除くとの記載がありますが、改修・改築の対象範囲に入れることは可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。ただし、中屋町駐車場は一般の住宅に囲まれているため、立体化するなどの大規模な改築は不可とします。
115	58	4	2	(8)				保険	火災保険の指定がございしますが、建設工事期間中において、建設工事保険で保証される場合は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
116	61	4	2	(1)	2)			埋蔵文化財調査	入札参加者間の公平を期すため、入札資料にて埋蔵文化財確認調査に要する指定金額・工期をお示しいた上で、実施時の変更リスクは市の負担として頂けないでしょうか。	原案の通りを予定しています。埋蔵文化財の確認調査は、事業者が提案する施設等の建設範囲のうち、埋蔵文化財の確認調査が必要となる範囲全てに対して必要となる調査期間と工期を見込んで下さい。
117	61	4	2	(1)	6)			交付金申請手続き	入札費用を正確に算出するため、市から作成・提出要請する予定の内訳書、図面等の必要書類の細目をお示し頂けないでしょうか。	図面については一般図程度を想定し、内訳書は公共による積算基準によるものとします（補助対象が限定される場合は図面、内訳書においてその対象範囲が分かるように記載）。
118	61	4	2	(1)	6)			交付金申請手続き	市から作成・提出要請する予定の内訳書は官積にはよらず、建設企業様式によるものとして宜しいでしょうか。	内訳書は公共による積算基準によるものとします。
119	61	4	2	(1)	4)	③		要求水準及び提案内容の履行状況報告書	チェックリストに指定の様式はございますでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
120	62	4	2	(2)	2)	③		関連工事	入札時は関係機関との協議が行えない事、及び事業区域外の工事は見積条件も幅が大きく、設計・建設費は大きく算出する事になります。入札時には事業費には含めず、落札後にそのような事態が起こった場合には、別途工事とするか、事業費全体で増減するなどの協議事項として頂けませんか。	入札公告時の資料や質問・回答書等により、想定できる関連工事については、入札金額に含め、想定が困難であるものは別途、市と協議とします。
121	65	4	2	(2)	4)	③	イ	工事月報	「工事期間中は、(省略)工事月報は翌月初旬に提出を行うこと。」とありますが、維持管理業務及び運営業務の月報同様に、翌月の10日(土、日、休日の場合は次の平日)まで、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
122	65	4	2	(2)	5)			竣工検査	竣工検査において、官公庁の公共工事基準での検査準備が必要との記載がありますが、図面等の成果物において、官公庁の公共工事基準は適用されないと考えてよろしいでしょうか？	要求水準書に示す通り、官公庁の公共工事各基準によるものとします。
123	67	4	2	(3)		②		解体・撤去工事の範囲	解体・撤去工事範囲に、「什器備品等を含む」とありますが、什器・備品は、事業者、建設企業では、建設廃棄物として撤去・廃棄できませんので、排出事業者となる、貴市または所有者にて、解体・撤去工事前に、撤去・廃棄をお願いします。	什器・備品の廃棄についてはPFI事業対象とし、廃棄物処理関連の手続きについては、市が当事者となって行うこととします。
124	67	4	2	(3)		②		解体・撤去工事の範囲	「解体・撤去工事は計画地内の全ての建物（…、什器備品等を含む）、…」とありますが、事業者が廃棄物処理業の許可を有しているか否かにかかわらず、市が什器・備品の処分を事業者に委託することについて、廃棄物の処理および清掃に関する法律には抵触しないことを、市が事前に確認済であると理解して宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No123をご参照ください。
125	68	4	2	(3)		②	キ	既存施設の解体・撤去関連業務	PCBの調査を行い、とありますが、資料-22で示された建物以外にも調査対象となる施設があるということでしょうか。ご教示願います。	市で想定している建物は調査済みですが、資料22について西宮スポーツセンターの調査結果を追加します。新たに必要な箇所については事業者で調査をしてください。
126	69	4	2	(4)		①	ア	工事監理業務	工事監理業務は1名以上の常駐体制を整えるとありますが、常駐が必要な期間は準備工事は不要で、建築工事の本体建物の工事期間中のみと考えてよろしいでしょうか。また、土木工事のみの期間に設置を求めている工事監理者は非常駐も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
127	69	4	2	(4)		④		設計変更等	「業者の責任」とは「事業者の責任」の誤字でしょうか。ご教示願います。	「事業者の責任」に修正します。
128	70	4	2	(5)			イ	備品の設置業務	既存施設の備品については事業者にて現地で確認することとなっておりますが、事前に現地で確認会を設けるということでしょうか。ご教示願います。	全体の確認会は実施しませんが、必要であれば個別に対応しますのでスポーツ推進課までご連絡ください。
129	70	4	2	(5)				備品等の設置業務	運営開始後に調達するものも含め、備品と消耗品を区別する基準についてお示しください。	原則として、備品とは、次の①又は②の要件をみたくものをいいます。 ① その性質形状を変えることなく、比較的長期（おおむね2年間）にわたり使用に耐えるものであって、かつ税込金額10,000円以上であること。 ② その性質が消耗性のものであっても、貸出し用のものとして保管するもの。
130	70	4	2	(5)				備品等の設置業務	市が指定する備品シールは貼付とありますが、シールは市支給でしょうか。異なる場合はシールの仕様をご教示ください。	備品番号が印字されたシールは市から支給します。
131	70	4	2	(5)				備品等の設置業務	備品データに関して、市が指定する形式をご教示ください。	詳細は未定ですが、備品名称・製品商品名称・取得年月日・メーカー・型番品番・価格・購入先等の項目があるEXCEL形式を予定しています。
132	71	4	2	(6)				その他	公認陸上競技場としての認定取得に必要な負担が、規程の大幅な変更等により応札時に想定しえないような経費負担を伴う場合は、法令変更に応じて合理的な範囲で貴市でご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。法令変更に伴い、合理的な範囲で市負担となります。
133	71	4	2	(6)		④		市への本施設の引き渡し	引渡し予定日についての言及がありますが、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期それぞれの施設の引渡し予定日はいつでしょうか。ご教示願います。	落札者との協議し、各期の引き渡し予定日を定めまします。なお、引渡し日は各月の末日とします。
134	72	5	1	(3)				開業準備期間	開業準備期間はⅠ期整備対象施設引渡し日翌日から、2ヶ月間ではよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。訂正します。
135	72	5	1	(3)				業務の期間	「開業準備期間は、Ⅰ期整備対象施設引渡し日の翌月から1ヶ月とする。」とありますが、実施方針及び本書各5ページに記載のとおり、[Ⅰ期整備対象施設引渡し日の翌日から2ヶ月とする。]が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。訂正します。
136	72	5	1	(3)				業務の期間	「開業準備期間は、Ⅰ期整備対象施設引渡し日の翌月から1ヶ月とする。」とありますが、実施方針p.2 1(1)キ(ア)では、Ⅰ期整備対象の開業準備期間として2023年11月～2023年12月（2ヶ月）と記載されています。実施方針の記載を正し、開業準備期間は2ヶ月と読み替えるものとして宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。訂正します。
137	72	5	1	(3)				業務の期間	Ⅰ期整備対象施設の開業準備期間が、引渡し日の翌日から「一ヶ月」とあり、実施方針P2の「2ヶ月」との記載と齟齬がございます。正しいのはどちらでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通りです。訂正します。
138	73	5	1	(6)				開業準備業務計画書	業務実施体制と業務管理体制について、市がご想定されている各内容または違いについて御教示ください。	業務実施体制とは、各業務を実施するための人員体制のことを示し、業務管理体制とは、業務の適切な実施管理のほか、サービス向上のための見直し、統括管理業務を含めた管理体制のことを示します。
139	74	5	2	(1)	2)			パンフレットの作成	市が使用する10,000部については、Ⅰ期整備対象の開業準備段階の開閉式典前に一括して納入すればよく、その後のⅡ期、Ⅲ期の供用開始時を含めて1,000部/年以外の増刷などは事業に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1	①	ア	項目名	質問内容	回答
140	74	5	2	(2)	1		オ	予約受付	システムの整備が事業者負担となっておりますが、現システムに本施設を組み込む費用を事業者が算出するのは困難と見られます。また、事業期間中にシステムの更新も予測されますが、これらの費用は貴市の負担として頂けないのでしょうか。	現システムに新中央体育館等本施設を組み込む費用は株式会社ニッセイコムにお問い合わせください。 (P104参照) また、事業期間中のシステム改修・更新費用は、事業者固有の改修・更新を除き、市負担とします。
141	74	5	2	(3)	1	①	イ	開館式典	開館式典や関連行事そのものは、事業者が実施する必要はなく、貴市が行う行事が円滑に行えるよう、サポートすればよいとの理解でよろしいのでしょうか。	開館式典や内覧会等の内容についても提案を求めます。費用については事業者負担としますが、式典等の主たる実施主体（主催者）は市とします。
142	74	5	2	(3)	1	①	イ	内覧会	内覧会は事業者が実施すると思料しますが、参加者への案内は開館式典への案内に合わせて貴市で行っていただけるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
143	74	5	2	(3)	1	①	イ	内覧会	貴市が実施する開館記念式典や関連行事について、何人程度の参加者をお見込みでしょうか。	現時点では詳細未定ですが、本市を含む自治体・国・県関係者、議会関係者、スポーツ関係団体・近隣自治会などの各種団体など200人程度を想定していますが、詳細については別途協議とします。
144	74	5	2	(3)	1	①	イ	内覧会	内覧会について、貴市向け、貴市市議会議員向け、地元向け、マスコミ向けなどを分けて別々の日程で行う必要はなく、開館式典に合わせて1日で実施すればよいとの理解でよろしいのでしょうか。	市職員、市議会議員、マスコミ向けと市民向けは分けるほうが混乱が生じないのではないかと考えますが、事業者の提案に委ねます。
145	75	5	2	(4)				維持管理業務	開業準備業務に係る対価について、開業準備業務終了後に一括して事業者に支払うとありますが、開業準備期間中の維持管理業務に係る費用や光熱水費も含まれるという理解でよろしいのでしょうか。また、この内、光熱水費が含まれる場合、実費精算としていただけないのでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、原案の通りを予定しています。
146	77	6	1	(7)	1		ア	業務責任者	「施設管理責任者の配置」とありますが、常駐配置という意味合いでしょうか。その場合には、当該者の休日等により、施設管理責任者代理を配置することが必要となりますでしょうか。尚、この場合には、1ポスト2名の人員費試算で考えれば宜しいのでしょうか、ご教示ください。	「施設管理責任者」は常駐とし、不在の場合は代理人を設定してください。その際の人員費は「施設管理責任者」1名分とします。
147	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	「施設管理責任者」は運営業務を担う企業が直接雇用と有りますが、維持管理企業の誤記でしょうか。	ご理解の通りです。「運営企業」は「維持管理企業」の誤記ですので訂正します。
148	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	有資格者の配置について、防火管理者など、維持管理業務または運営業務を担ういずれかの企業が適切に配置すれば要求水準に足ると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
149	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	“「施設管理業務責任者」は、SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員又は契約社員とすること。”とありますが、SPCの構成員に維持管理業務を担当する企業が参画している場合、維持管理業務を担う企業が直接雇用する正社員又は契約社員としてもよろしいのでしょうか。	「SPC又は運営企業を担う」は「SPC又は維持管理企業が担う」に修正します。
149	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	「施設管理責任者はSPCまたは運営業務を担う企業が雇用する」とありますが、維持管理企業が雇用することも可能でしょうか、ご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No149を参照ください。
150	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	「施設管理責任者」はSPC又は運営企業担う企業が直接雇用する旨の記載がありますが、維持管理企業が雇用しても問題ないと考えてよろしいのでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No149を参照ください。
151	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	「『施設管理責任者』は、SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員又は契約社員とすること。」とありますが、「運営企業」は「維持管理業務」に読み替えるものと理解して宜しいのでしょうか。	ご理解の通りです。「SPC又は運営企業」は「SPC又は維持管理企業」の誤記ですので、訂正します。
152	78	6	1	(7)	1		イ	業務責任者	有資格者の配置について、防火管理者など、維持管理業務または運営業務を担ういずれかの企業が適切に配置すれば要求水準に足ると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
153	78	6	1	(7)	1		ウ	業務責任者	維持管理・業務の全体を把握すべき「施設管理責任者」について、「SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員又は契約社員とすること」との記載がありますが、維持管理業務を担う企業による雇用は不可ということでしょうか。	「SPC又は運営企業」は「SPC又は維持管理企業」の誤記ですので、訂正します。
154	78	6	1	(7)	1		ウ	業務責任者	施設管理責任者以外に、維持管理にかかる各業務責任者（清掃業務責任者、警備業務責任者等）は選任する必要が無いという理解でよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
155	78	6	1	(7)	2		ア	業務担当者等	“事業者は、各維持管理業務の管理及び業務を行うものとして、必要な人員を配置すること。”とありますが、事業者の提案により常駐配置が不要と判断した場合、常駐配置ではなくても問題ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
156	80	6	1	(12)			ウ	長期修繕提案書	次期修繕提案書の作成にあたっては事業終了後およそ何年間の修繕計画を策定する必要がありますでしょうか。	15年間を想定していますが、作成時に協議させていただきます。
157	81	6	1	(15)				保険	火災保険の付保を求められておりますが、当該保険は施設所有者が付保することが一般的な考え方と見られます。当該付保要求の削除、または事業者資産（業務受託企業資産）の範囲に限定するなどの修文を御検討いただけないのでしょうか。	原案の通りを予定していますが、火災保険の付保と同様の効果を有する提案も可とします。詳細は、入札公告時に示します。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
158	81	6	1	(16)				事業期間終了時の要求水準	事業終了後1年以内に修繕・更新が発生しないように計画する旨の記載がありますが、「P13.17事業期間終了時の要求水準」には事業期間終了後に本施設の大規模修繕を行う予定の旨の記載もあり、矛盾があると思われず。事業終了後1年以内に発生しない旨の記載については削除等の修正を御検討いただけないでしょうか。	「事業終了後1年以内に修繕・更新が発生しないように計画」とは、事業期間最終年度まで適切な維持管理を行うことを想定したものです。事業期間終了後の大規模修繕はあくまで予定であり、終了後すぐに実施することは想定していません。したがって、「少なくとも事業終了後1年以内」は修繕・更新の必要がなく体育館等の機能が正常に稼働することは必須とします。
159	82	6	2	(1)	1)			業務の目的	「80年以上の使用を想定」とありますが、維持管理業務の具体的な策定が難しく、恐れ入りますが、他事例をお持ちであればご教示ください。	文科省では現在、鉄筋コンクリート造の学校施設を予防保全を前提として耐用年数80年を目標に長寿化するための方針としています。本施設についても同様に、建物の躯体に大きな損傷がでる前に予防保全的に維持管理を行うことを基本とした計画として下さい。
160	83	6	2	(3)				備品等保守管理	備品については運営業務において貸出するものが多く含まれます。当該業務は運営業務担当企業が実施しても支障がないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
161	84	6	2	(4)	2)			業務の対象範囲	「リースで調達した備品、テニスコート及び中屋町駐車場に設置されている備品」について、把握できる資料をお持ちでしたら、ご教示ください。	現有備品は資料15-2を参照ください。なお、事業者に引き継ぐリース備品（駐車場券発券機・精算機等、A E D等）はありません。
162	84	6	2	(4)	2)			業務の対象範囲	P84の表に記載されております市が実施する防災施設については、維持管理費用は市のご負担ということでよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通りです。
163	86	6	2	(4)	3)	③	エ	防災無線	管理対象外となる防災行政無線屋外拡声子局に係る電気料金については、市負担とすることを御再考いただけないでしょうか。また、事業者負担とする場合、かかる電気料金の想定金額について提示いただけないでしょうか。	前段について、事業者負担とします。後段について、電気料金は7,000円/年を想定しています。
164	88	6	2	(6)	3)			要求水準	「ごみ袋、汚物用ビニールは事業者の負担とする。」「産業廃棄物の処理手数料等務に要する一切費用は事業者負担とする。」とありますが、大会・イベント開催時においてはゴミの持ち帰りを徹底したとしても、施設内のゴミ置き場に廃棄される事が想定されるため、当該催事の際には、主催者に一部費用を負担頂いてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。なお、催事等は営利目的使用となると想定されますが、当該使用時の利用料金は高額に設定しているにご留意ください。
165	89	6	2	(8)	3)	②	イ	警備方法	「警備方法は、基本機械警備とし、必要に応じて有人警備を行うこと。」とありますが、日中に常時警備員を配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
166	90	6	2	(9)	3)	①	ア	長期修繕計画書	「…『長期修繕計画書』を作成し、供用開始2ヶ月前までに、統括責任者が内容を確認…」とありますが、統括責任者と統括管理責任者と読み替えるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。訂正します。
167	90	6	2	(8)	3)	②	ウ	要求水準	「大会・イベント催事等の時には、利用者の混乱を避け、安全が確保できるよう警備体制を整えること。」とありますが、当期間中の業務内容は通常業務の内容から大きく異なり警備体制が変更となる事が予想されます。事業者によって提案が異なるため、催事における警備体制は協議事項となり、業務仕様を追加となる場合は業務費用を別途頂けませんでしょうか。	原案の通りを予定しています。興行主・主催者等と事前に役割及び費用分担等警備体制の詳細について、事前に打ち合わせを行うこととします。そのため、市から費用を別途支払うことはありません。
168	90	6	2	(8)	3)	②	エ	要求水準	「開館時間外の入館管理を行う事」とありますが、費市にて想定される出入館管理の方法をお教え下さい。（例：監視カメラ設置による映像記録）また、出入館管理が必要となる施設の対象をご教示願います。	体育館（武道場含む）及び陸上競技場について、名簿への記載等により、いつ・誰が・何のために出入館したのかを把握することを想定しています。
169	90	6	2	(9)	3)			要求水準	「長期修繕計画の作成は供用開始2か月前」とありますが、整備後の実物を見てから作成した方が精度が高まるため、供用開始2か月後までに作成として頂けないでしょうか。また長期修繕計画はⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期それぞれの2か月前までに作成という理解でよろしいでしょうか。	前段について、事業者の提案を踏まえ、可とします。後段について、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期それぞれの2か月後までに作成とします。
170	90	6	2	(9)				修繕・更新業務	事業者の責に帰さない天災等による施設の損傷について、修繕に係る費用負担は、どのような取り扱いになるか、ご教示ください。	不可抗力リスクについては、実施方針に関する質問・回答書No85、86を参照ください。
171	90	6	2	(9)				修繕・更新業務	長期修繕計画で承認された年度に、発生する費用をあらかじめ維持管理費用に上乗せすることは可能でしょうか。もしくは平準化となりますでしょうか、ご教示ください。	平準化して、払う予定です。詳細は、入札公告時に示します。
172	90	6	2	(9)				修繕・更新業務	「公認陸上競技場規定等」の改正に伴う修繕・更新について、市と費用負担について協議の上、事業者が実施するとありますが、現細則の変更により増額が発生した場合は市にて負担いただけることあるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No132を参照ください。
173	90	6	2	(8)				警備方法	大会・イベント催事等の時には安全が確保できるよう警備体制を整えることとありますが、内容に応じて主催者の指導を行い、主催者の負担において警備体制を構築させることで足ると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねることとしますが、大会・イベント等の興行主・主催者等と事前に役割及び費用分担等警備体制の詳細について、事前に打ち合わせを行うこととします。なお、営利目的使用となる場合、当該使用時の利用料金は高額に設定しているにご留意ください。
174	91	6	2	(9)	3)	②	オ	業務期間中	陸上競技場インフィールド(人工芝面)及びテニスコート(人工芝面)について、市と協議の上、1回以上更新することとする。とされていますが、対象は人工芝面の全体という認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
175	91	6	2	(9)	3)	③	ア	事業期間終了前	「事業期間終了後、本施設の大規模修繕を行う」とありますが、20年間の供用に対し大規模修繕は発生しないというお考えでしょうか、ご教示ください。	大規模修繕が発生しないよう事業者にて提案いただくか、大規模修繕を必要とする場合は費用や期間を見込んでください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
176	91	6	2	(9)				修繕	メインアリーナ、サブアリーナ、陸上競技場の照明設備について、事業終了までに1回以上更新とありますが、更新の範囲は機能上支障がない範囲で貴市と協議ができると理解してよろしいでしょうか。	事業期間中において、最低1回は全面更新が実施されていることとします。ただし、事業期間終了後、少なくとも標準耐用年数（おおよそ10年以上）の期間、正常な稼働が保証される場合はそのかぎりではありません。
177	91	6	2	(9)				修繕	「次期修繕提案書」における修繕計画期間は、事業者の任意で設定するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問回答のNo80を参照ください。
178	94	7	1	(6)				事業者の収入	公園使用料については、市が直接収受するとありますが、これは公園の行為許可申請があったものの料金で宜しいでしょうか。	西宮市都市公園条例第14条第1項に基づく使用料となります。
179	94	7	1	(6)				事業者の収入	「(省略)自主事業収入の1%以上を、毎年度市に指定管理者納付金として納付するものとする。」とありますが、本書の113ページでは「自主事業の利益の一部は、(省略)毎年度市に納付すること。」とされています。指定管理者納付金の対象は、「自主事業収入/自主事業利益」のどちらになりますでしょうか。	指定管理者納付金の対象は、利益ではなく収入（売上額）となります。なお、利益については、その（任意の）一部を自主的に利用者サービス向上に役立ててください。
180	95	7	1	(7)	2)			業務責任者	総括責任者（館長）と施設運営責任者と自主事業責任者を全て1名で兼務することは可能でしょうか。ご教示願います。	総括責任者（館長）は施設運営責任者または自主事業責任者のいずれか一方を兼務することができます。要求水準書95ページ2)カを参照してください。
181	95	7	1	(7)	3)			業務担当者	本施設の防火管理者は、運営業務を担う企業の従業員から選任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
182	97	7	1	(10)	2)		キ	災害時の対応	避難所開設による利用者収入減による損害は不可抗力リスクとして扱われるものと理解して宜しいでしょうか。	不可抗力条項の適用を含め、協議によります。
183	97	7	1	(11)			イ	市及び関係機関との調整	「運営・維持管理協議会」について月1回の開催としておりますが、この協議会の開始時期は共用開始後からでしょうか。整備期間中にも開催されますでしょうかご教示ください。	開業準備期間中から必要と考えますが、時期については市と協議となります。
184	100	7	1	(17)		②		引継条件	引継ぎに要する経費は原則事業者負担とありますが、具体的にはどのような経費を想定されていますでしょうか。また、金額が多額である場合は、負担を市と事業者で協議させて頂きたく存じます。	引き継ぎのため人員に係る人件費などが考えられます。また、それらに係る経費は、引き継ぎ相手方との協議により応分の負担を当該相手方に求めることは妨げませんが、市は費用負担しません。
185	100	7	2	(1)				共用開始日	新陸上競技場の共用開始日の期限が、2025年4月となっておりますが、事業スケジュールでは、2025年10月と予定されておりますがどちらが正でしょうか。	要求水準書を「新中央体育館の共用開始は2024年2月1日、その他の施設は2025年11月1日を期限とし、事業者の提案に委ねる。」と修正します。
186	100	7	2	(1)				供用開始日	新中央体育館及び新陸上競技場の供用開始日は2025年4月1日を期限とし、とありますが、事業期間において新中央体育館の供用開始は2024年1月、新陸上競技場の供用開始は2025年10月となっております。いずれが正かご教示願います。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No185を参照ください。
187	100	7	2	(1)				供用開始日	「新陸上競技場の供用開始日は、2025年4月1日を期限…」とありますが、2025年10月の誤りではないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No185を参照ください。
188	100	7	2	(2)	1)			公園全体	②開場時間に、屋外多目的コートの使用時間は、…7時から21時までとする。とありますが、囲い等を設定し時間外は施錠するイメージでしょうか。その場合、使用料金を設定することは、想定されているのでしょうか。	有料も可能と考えますが、詳細については別途協議とします。
189	101	7	2	(2)		②		開館時間及び使用時間	使用時間は7時から21時までとなっておりますが、事業者提案で延長することは可能でしょうか。	屋内施設と屋外施設で違いがあると思われます。周辺対策が適切に行われることなどを条件として、延長することは可能ですが、詳細は事業運営期間中のニーズに合わせて別途協議とします。
190	103	7	2	(3)				施設利用枠及び予約の考え方	5)アで、「市及び事業者は…事業日程案を事業者に通知する」となっておりますが、通知の発信者は市のみと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	修正します。
191	104	7	2	(4)				「スポーツネットにのみや」の受付業務に必要なパソコン等機器類	本機器は市より貸与する、とありますが、本事業期間中に亘って、機器本体及びOSの更新も、市の負担で行っていただき継続的に貸与される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、事業者の責による破損等は事業者の負担とします。
192	104	7	2	(4)				「スポーツネットにのみや」における取消時ペナルティ	※2にて「取消時はペナルティを手動で加点すること。」とありますが、当該加点処理はデータ登録によるものであり、加点対象期間が満了した場合には、自動的に消滅する機能を有している、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
193	107	7	3	(2)	2)			駐車場・駐輪場の要求水準	「ア.体育館・陸上競技場・テニスコートの開館時間に合わせて、開場時間を計画すること。」とありますが、駐車場の営業は24時間とすることも可能でしょうか。	周辺対策が適切に行われることなどを条件として、24時間営業を含め延長することは可能ですが、詳細は別途協議とします。
194	107	7	3	(2)				管理員の配置	臨時駐車場の開設や車両を整理・誘導員の配置については、主催者と協議のうえで主催者をして整理・誘導の体制をとらせることで足りると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。大会・イベント等は営利目的の使用となると想定されますが、当該使用時の利用料金は高額に設定していることにご留意ください。なお、現在中央体育館等では駐車場台数が多くないため、主に土日祝において、常時臨時駐車場を開設している状況です。興行試合では駐車場整理員を配置していますが、それ以外では特設配置していません。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
195	108	7	3	(2)	4)			利用料金	2016年度、2017年度および2018年度における大会・イベントの開催日数、開催ごとの駐車場利用台数、合計利用料金収入額、混雑状況を開示頂けないでしょうか。	大会、イベント数は把握していませんが、主に体育館では毎週末何らかの体育協会加盟団体等の大会が開催されています。 また、駐車場は、休日を中心にほぼ満車状態ですが、やや離れた場所に位置する中屋町駐車場には若干余裕があります。 【2018年度駐車場収入】 中央第1・河原町駐車場 (常設約90台・臨時約50台) 約2,924万円 中央第2・中屋町駐車場 (常設約50台) 約425万円 (注) 駐車場収入は2018年度から料金改定をしたため、2018年度のみ掲載 ※駐車場以外の年度ごとの収入については添付資料(資料-28)を追加します。
196	108	7	3	(2)			ク	駐車場・駐輪場管理運営業務	自動車・自転車の放置された場合、最終的に所有者が分からず廃棄物と判断され処分する場合の処分費用については、市と事業者のどちらが負担するのでしょうか。	事業者負担とします。
197	113	7	3	(8)	1)			基本的な考え方	「市との協議により、売店等（内装等を含む）を撤去せず、市に無償譲渡することを認める場合がある。」とありますが、具体的にどのような場合に認められるのでしょうか。条件をお示し願います。	維持管理・運営業務に携わる事業者が事業期間終了後、引き続き新たな指定管理者として指定され、継続運用を希望する場合や、市が公益上必要とする場合などを想定しています。
198	113	7	3	(8)				自主事業	自主事業において、運営期間の途中でペナルティなしで業態変更をすることは可能でしょうか。また、自主事業の開始日時・時間について制限はありますか。	前段について、変更は、市との協議により、事業状況を考慮の上、原則としてペナルティなしで可能とします。自主事業は、その内容・回数、他の利用者とのバランスなどを総合的に考慮し、市が承認する予定です。 後段について、開始日時については、実施する施設の供用開始日と同日を基本とします。また、開催日時・時間は、各事業を実施する対象施設の閉館時間内であれば事業者の提案に委ねます。
199	113	7	3	(8)				自主事業	売店の運営、自動販売機等の設置、広告掲載を実施する場合の目的外使用料について、実施内容や場所に応じた使用料の算出方法をお示ください。	民間提案施設エリア以外で下記①②を設置した場合、条例等に基づく、算出例は以下の通りです。（平成31年度現在） ①売店・自動販売機 <A：㎡単価（土地）> ＝土地の推定時価（円）／新体育館の延床面積（㎡） ※円未満切り捨て <B：月額単価（土地）> ＝<A>×エリア占有面積（㎡）×0.25% ※円未満切り捨て <C：㎡単価（建物）> ＝建物の推定時価（円）／新体育館の延床面積（㎡） ※円未満切り捨て <D：月額単価（建物）> ＝<C>×エリア占有面積（㎡）×0.5% ※円未満切り捨て →年額合計＝×12＋<D>×12 ②広告看板 行政財産使用料条例及び西宮市道路占用料徴収条例（別表「広告看板類」）に基づき、月額356円／㎡となります。 ※なお、売店・自動販売機・広告看板を民間提案施設エリア内に設置する場合は2重で徴収することなく、当該エリアの目的外使用料に含まれるものと解します。
200	113	7	3	(8)				目的外使用	目的外使用をする際の市が定める規定に従った使用料を具体的に教えてください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No199を参照ください。
201	113	7	3	(8)				事業者の収入	「自主事業の利益の一部は、(省略)毎年度市に納付すること。」とありますが、本書の94ページ等では、「(省略)自主事業収入の1%以上を、毎年度市に指定管理者納付金として納付するものとする。」とされています。指定管理者納付金の対象は、「自主事業収入／自主事業利益」のどちらになりますでしょうか。	指定管理者納付金の対象は、利益ではなく収入（売上額）となります。なお、利益については、その（任意の）一部を自主的に利用者サービス向上に役立ててください。
202	113	7	3	(8)	1)			基本的な考え方	「運営業務と本自主事業は経理を区分し」とありますが、どのような会計処理を想定しておりますでしょうか。ご教示願います。	貸館事業などの館運営管理業務とスポーツ教室などの自主事業が、人件費・物件費などの項目ごとに区別されていることを想定しています。 運営業務と自主事業は別会計としてください。
203	114	7	3	(8)				スポーツ教室事業	現中央体育館で行われている教室などは、公益財団法人西宮スポーツセンターが実施されているものを指していると思料しますが、新体育館で継続実施されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、受講生の利便性やニーズなどを踏まえて、新体育館での教室等実施に向けてスムーズに移行されるよう配慮してください。
204	114	7	3	(8)				ネーミングライツ	ネーミングライツを導入する場合の募集や事業者の選定は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
205	114	7	3	(8)				広告掲載における目的外使用が適用される規定	「広告掲載は目的外使用であるため、市が定める規定に従い使用料を市に納入すること。」とありますが、適用される規定及び基準額等をご教示願います。	要求水準書（案）に関する質問・回答書のNo199をご参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1	①	ア	項目名	質問内容	回答
206	114	7	2	(8)	5	①		広告	現在、外郭団体である西宮スポーツセンターが国道向きに広告を掲示しているが、同様の処置が可能でしょうか。	西宮市屋外広告物条例、西宮市公共施設景観指針などを参照してください。
207	115	7	3	(8)	5			広告、ネーミングライツ	ネーミングライツの導入に伴い、事業用地外の看板や案内図等の表示変更や改修が必要となる場合は、とありますが、事業者側において必要ないと判断した場合は変更や改修は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
208	115	7	3	(8)			表6	事業者が市に支払う指定管理者納付金の考え方	目的外使用料について料金をご教示願います。	要求水準書（案）に関する質問・回答書のNo199をご参照ください。
209	115	7	3	(8)			表6	事業者が市に支払う指定管理者納付金の考え方	自動販売機の民間提案施設エリア以外の納付について、目的外使用料に加えて取扱料の9%も納付する必要がありますでしょうか。どちらかにして頂けないでしょうか。また売上とは税込み金額でしょうか。	両方納付する必要があります。売り上げは税込みの総収入を指します。
210	116	7	3	(8)			表6	事業者が市に支払う指定管理者納付金の考え方	「※2上記納付率は今後改定される場合がある」とありますが、改定がある場合は事業者と協議していただけないでしょうか。	事業者との協議により決定します。
211	116	7	3	(8)			表6	事業者が市に支払う指定管理者納付金の考え方	「※4施設管理運営業務で納付しているため、市への納付は不要とする」とあるが、解釈が難解であるためご教示願います。	※4はすべて民間提案施設エリア内での設置である。よって、当該エリアについては、その占有面積に応じた使用料をすでに市に納付することになっているため、あらためて自動販売機設置などにおける使用料は発生しないことを意味します。
212	116	7	3	(8)			表6	事業者が市に支払う指定管理者納付金の考え方	※5、6の該当箇所が見当たりません。ご教示願います。	表6の「左記以外のエリア」「目的外使用料」列の「スポーツジム等運営業務」、「飲食物等提供業務」、「物販業務」、「レンタル業務」行に※5または※6があります。
213	116	7	3	(8)			表6	事業者が市に支払う指定管理者納付金の考え方	広告・宣伝の業務においては、ネーミングライツと異なる性質が多いことから、供用開始後の一定期間（3年程度まで）、事業者の業務とすることは、可能でしょうか。	広告・宣伝業務は事業者の業務とし、市へ収入の50%を納付してください。
214	117	8	1	(1)				民間提案施設業務に関する要求水準	西宮中央運動公園全体のサービスの向上や賑わいの創出、利用者の利便性の向上を目的とした、独立採算による公園施設について民間事業者に提案を求め、その民間提案施設の整備・運営の実施を求める。とのことから、現在示されているスケジュール以外に民間提案施設業務に関する質問・回答書や対話の機会を複数回も受けて頂くことは可能でしょうか。	ご提案を踏まえ、検討します。
215	117	8	1	(1)				民間提案施設業務に関する要求水準	民間提案施設業務（便施設、運動施設、教養施設、休養施設、遊戯施設）を実施するにあたり、当該PFI事業施設の敷地内であることから、可分・不可分等の関係を現時点でどのようにお考えでしょうか。	民間提案施設については不可分となります。
216	117	8	1	(2)				整備の基本方針	「設置場所は事業地内で民間事業者の提案によるものとし…」とありますが、エントランス広場に限定されている訳では無いとの理解でよろしいでしょうか。また、広さや高さ等の制限はあるのでしょうか。	民間提案施設の配置場所は特に限定していません。体育館等と合築することも可とします。広さや高さの制限については、建築基準法のほか、西宮市都市公園条例などを遵守する範囲内で想定してください。
217	117	8	1	(2)				整備の基本方針	民間事業者が提案可能な施設として挙げられている施設のうち「運動施設」を除いた「便施設、教養施設、休養施設、遊戯施設」には定義がありません。都市公園法施行令第5条各号におけるこれらの施設の定義に準ずるといふことよろしいでしょうか。	ここに記載されている「運動施設、便施設、教養施設、休養施設、遊戯施設」は、都市公園法施行令第5条各号に準ずるものです。
218	117	8	1	(2)				整備の基本方針	民間提案施設は任意の提案ですが、実施期間についても事業者側において自由に設定してよいという理解でよろしいでしょうか。またアルコール、タバコの提供・販売の制限はありますか。	前段について、ご理解の通りですが、Ⅲ期供用開始と同時に基本とします。アルコール、タバコの提供・販売について、法・条例による制限はありませんが、受動喫煙防止の啓発に関し、ポスター掲示等の協力を依頼する場合があります。 〔参考〕兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例
219	117	8	1	(3)				整備・運営の基本的条件	「設置管理許可では、西宮市都市公園条例で定める額の使用料を徴収する。」とあり、当該条例別表第2における「都市公園法第2条第2項の公園施設」の項目においては、使用料の額が、公園施設の「設置」と「管理」で各々に定められています。事業者で公園施設を整備し、かつ管理する場合は「設置する場合」としての使用料のみを納めれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。また、西宮市都市公園条例施行規則第7条において、条例別表第2に定める額をより具体的に定める計算式が定められていますが、事業者側でかかる計算式に基づき正確な使用料を算出することは困難です。貴市にお支払いする使用料は民間提案施設検討において極めて重要な要素になることから、貴市にて具体的な使用料（1平方メートルあたりの単価）を予めお示しいただけないでしょうか。	「設置」及び「管理」の考え方はご理解のとおりです。事業者で公園施設を設置し、管理する場合の使用料は、都市公園条例施行規則第7条第2項により算定しており、平成30年度における金額は、1平方メートル当たり457円（月額）となります。
220	117	8	1	(3)				整備・運営の基本的条件	「西宮市都市公園条例で定める額の使用料を徴収」とありますが、1平方メートルの使用料をご教示ください。	事業者で公園施設を設置し、管理する場合の使用料は、都市公園条例施行規則第7条第2項により算定しており、平成30年度における金額は、1平方メートル当たり457円（月額）となります。
221	117	8	1	(3)				整備・運営の基本的条件	設置管理許可は1年更新が可能でしょうか。	当初の許可は10年を基本としており、その後は1年ごとの更新が可能です。
222	117	8	2	(1)			イ	整備の概要	「事業期間終了時は、原則として原状回復とする」とありますが、例外についてご教示願います。	維持管理・運営業務に携わる事業者が事業期間終了後、引き続き新たな指定管理者として指定され、民間提案施設の継続運用を希望する場合や、市が公益上必要とする場合などを想定しています。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
223	126	8	2	(1)			イ	整備の概要	民間提案施設を体育館と合築とした場合についても、民間提案施設の所有権は事業者に帰属し、西宮市様と区分所有となるという理解でよろしいでしょうか。	合築の場合、所有権は市に帰属します。
224	117	8	3	(3)				駐輪及び駐車場	民間提案施設として駐車場の設置をお認め頂けるという理解でよろしいでしょうか。その場合の車両の進入は、施設全体の車両入り口と同様の個所しか認められないのでしょうか。	民間提案施設利用者専用の駐車場を設置することはできます。出入口は、公園の駐車場との往来ができない場合に限り、国道171号側に設置することも認めます。ただし、公安協議や国交省協議の結果によるものとします。
225	118	8	3	(3)			ウ	運営業務	「駐輪及び駐車場の低価格な料金設定」とありますが、民間提案施設として別途駐輪・駐車場を設定するという理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設専用の駐輪・駐車場の設置は事業者の必要に応じて実施してください。必須条件ではありません。
226	118	8	3	(3)				運営業務	民間提案施設を整備した場合、その宣伝、広告及び看板設置は関係法令を遵守し、所定の使用料等を取る前提において、事業者の任意で行えるとの理解でよろしいでしょうか。（例えば、近隣の同種民業圧迫にならないようにとの観点から、宣伝行為の制約を貴市から受けることがあるか。）	ご理解の通りです。
227		資料 1～3						資料—1～3	資料—1 事業用地現況配置図、資料—2 地形測量図、資料—3 縦・横断面測量図 公表データ図面の記載文字・数値等が不鮮明なため、記載文字・数値等がわかる解像度でのデータの公表をお願いします。	公表資料について、解像度を上げたデータに変更しておりますのでご確認ください。
228		資料 7-4						道路改良計画 (案)	道路改良計画(案)4の最終ページ記載の施設配置計画について、陸上競技場のスタンド部分が西側に配置されていますが、西側に配置するに至った経緯もしくは意図をお聞かせいただけると幸いです。	公園全体の施設の動線計画や、新中央体育館と新陸上競技場との間の見通しの確保と圧迫感の軽減、西日対策などを考慮してスタンドを西側に配置しています。
229		資料 15-2						現中央体育館既存 備品リストの 廃棄	「備品については、新体育館移設前までに使用により修繕不可となった場合は廃棄することがある。」とありますが、廃棄の主体及び廃棄費用の負担は貴市という認識で宜しいでしょうか。	廃棄の主体は市ですが、費用は事業者負担とします。
230		資料 17						資料—17	積算数量算出書、積算数量調書の記載がありますが、提出する工事費内訳書で示されますので、積算数量算出書、数量調書の提出は不要としていただけないでしょうか。	必要とします。
231		資料 22						PCB調査結果	変圧器がPCB廃棄物に該当しますが、事業者が処理するのでよろしいでしょうか。 また、変圧器更新の目安としては25年ですが、新設から現在まで更新はされなかったのでしょうか。	前段について、PCB廃棄物の処理は市が契約主体となりますが、処理にかかる費用は事業者が負担します。後段については、体育館については2013年以降に更新、増設を行い25年超の変圧器はありません。野球場及びテニスコートについては更新した記録がありません。（要求水準書（案）に関する質問・回答書No125も参照ください。）
232		資料 26	10	(1)				減免基準	減免基準については市と協議の上定めるとなっておりますので、現在50～100%の幅で設定されております減免率は、事業者の提案に基づき変更可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案を踏まえる予定はありません。本表については、減免率を下げる方向で改定する予定があります。詳細は別途協議とします。
233		資料 26	10	(1)				減免基準	⑤に記載している「指定管理者」とは、本事業を実施する事業者（指定管理者）とは別の存在でしょうか。また、仮に同じであった場合、事業者（指定管理者）が100%の減免率を設定され利用料金収入を収受できなくなると解釈できますので、違和感を感じますが如何でしょうか。ご教示願います。	前段について、本事業を実施するSPCが指定管理者に指定されます。後段については、本表について減免の設定がある場合を列記したものです。（欄外の記載もご参照ください。）したがって、事業者（指定管理者）が通常のスポーツ教室など自主事業を実施する場合は減免はありません。
234		資料 26						総則	「本資料の金額はすべて税込金額であり、消費税率は10%を前提としている」とありますが、P3の施設料金表に記載されている金額は8%となっております。消費税率10%改定に合わせて条項も変更して料金表も改訂するという点でよろしいでしょうか。ご教示願います。	現行料金の改定については、現時点では未定です。
235								その他	事業者に対する提示資料について、既存施設で維持管理対象となっている中央テニスコート・中屋町駐車場について、これまでの修繕履歴および本事業の維持管理業務開始までの修繕計画（実施予定）を開示いただけないでしょうか。	直近のテニスコート人工芝改修は2010年です。なお、それ以降は部分補修しています。また、中央テニスコート・中屋町駐車場では外周のブロック塀の改修は予定していますが、それ以外の大きな修繕は予定していません。テニスコートの受変電設備（1981年製造トランス2基）は、今後老朽化の程度を判断の上、引き渡しまでに更新する予定とします。
236								その他	事業者に対する提示資料について、既存施設で維持管理対象となっている中央テニスコート・中屋町駐車場について、照明設備や駐車場管制設備などの設備概要（機器仕様・メーカー等）について開示いただけないでしょうか。	以下の通りです。 ・テニスコート照明設備： 投光器60台、2010年1月設置、パナソニック製、メタルハライドランプ1,000Wトランスあり（1981年製） ※詳細は資料22-2参照 ・駐車場管制設備： 2014年4月設置、三菱プレジジョン製 発券機TD-390 精算機：AP-390
237								その他	事業者に対する提示資料について、現施設の廃棄物処理費用の実績について開示いただけないでしょうか。	一般及び産業廃棄物の処理費用はおよそ70万円（2018年度実績）です。なお、運動備品などの買い替え時においては、旧品は無料で引き取ってもらっている場合が多いです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
238								中屋町駐車場の稼働実績、修繕実績及び長期修繕計画	本事業範囲に含まれます既存の中屋町駐車場の稼働実績、同駐車場のこれまでの修繕実績及び長期修繕計画等、将来の収入・支出を見込むために必要が資料が添付資料に含まれておりませんが、入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	駐車場に係る大きな修繕は最近実施していませんが、事業開始までに、外周（一部）のブロック塀・フェンス改修を予定しています。 なお、中屋町駐車場とテニスコートの修繕・工事一覧については添付資料-29として追加します。それ以外の資料の公表の予定はありません。 【2018年度駐車場収入・支出】 ○中屋町駐車場（常設約50台） 約425万円 （注）駐車場収入は2018年度から料金改定をしたため、2018年度のみ掲載 ●駐車場料金徴収設備のリース料は年額およそ100万円（初回5年リース時）
239	-	-	-	-				選挙開票所として使用される場合	現在の体育館は選挙時の開票所として使用されていると聞き及んでおりますが、新体育館においても引き続き開票所として使用されるのでしょうか。	ご理解の通りです。
240	-	-	-	-				選挙開票所として使用される場合	新体育館において開票所として使用される場合のリスクは貴市にあると考えてよろしいでしょうか。	市が使用する場合は、使用料は払いませんが、市以外が使用する場合は、使用料を支払います。なお、前記いずれの場合も、自主事業などが中止となることによる営業補償等はいりません。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	項目名	質問内容	回答
1	2	1	3	(3)			ア	緑豊かなスポーツと文化の交流施設としての公園	「ア.子供が遊び…緑の中で賑わいを創出する公園を目指す。」とありますが、新条例を設定する際、火災や事故防止の為、敷地内でのBBQや花火など火気の使用を禁止する項目を入れることを検討してください。	敷地内のBBQについては、西宮市都市公園条例第5条第8号に該当するとして原則禁止しております。花火については、通常の手持ち花火などは禁止していませんが、快適な市民生活の確保に関する条例第8条第1項により、原則夜間花火は禁止しております。以上の理由から新条例に禁止項目を入れる予定はありません。
2	36	3	2	(2)	13)			サイン計画	主要駅からの歩行動線に案内表示板等を設置することとありますが、維持管理敷地外となりますので、除外いただけないでしょうか。	原案の通り、設置については、本事業の範囲内としますが、維持管理については、市が実施することを予定しています。
3	57	4	1	(7)				モニタリングの実施	要求水準を満たしていない場合に事業者は速やかに改善措置を行うとあり、費用の負担については触れておりませんが、費用の負担については市の責めに帰すべき事由の場合は市の負担に、事業者の責めに帰すべき事由の場合は事業者の負担に、不可抗力による場合は市と事業者との協議により決定することとさせて頂じます。	ご意見を踏まえて、検討します。
4	61	4	2	(2)	1)		ウ	建設業務等に関する基本方針	建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延は、必ずしも事業者の責めに帰すべき事由でない場合もございます。よって、責任の所在については市と事業者で協議の上決定することとさせて頂きたく存じます。	現段階では、事業の遅延につながるような関係諸官庁との協議は想定しておりません。事業者側で十分な事前協議を行い、かつ十分な協議期間を確保した上で、事業者の責めに帰すべき事由ではなく、建設スケジュールが大幅な遅れとなる場合は、市との協議によるものとします。
5	62	4	2	(2)	2)	③		関連工事	費用負担については市と事業者で協議の上決定することとさせて頂きたく存じます。また、事業区域外において整備が必要になる場合とどのような場合を想定されますでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No120を参照下さい。
6	62	4	2	(2)	2)	④		電波障害対策工事	費用負担についての記載がございませんが、負担は市と事業者で協議の上決定することとさせて頂きたく存じます。	対策工事の費用については事業者の負担とします。
7	68	4	2	(3)		③	ク	アスベスト処分費用	アスベスト処分費用について「現地及び既存図面等、事前調査結果によって処分が必要な範囲は・・・事業者が負担」とありますが、提案段階で現地確認や図面等の読み取りから、数量・費用の算定は困難です。適切な処分のためにも処分費用は、事業者手後～アスベスト処分着手までに行う、詳細な現地調査・追加調査、処分方法を踏まえ、別途精算として頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の「事業開始以降に、吹きつけアスベスト等、新たに対応が必要と判断されるものに関しては、別途市との協議とする。」については、「事業開始以降に、新たに対応が必要となる吹きつけアスベスト（飛散性が著しく高いもの）が発見された場合には、別途市との協議とする（飛散性が著しく高いアスベスト含有建材以外については事業者の負担にて処理を行うものとする。）」に修正します。
8	73	5	1	(9)				保険	施設を市へ引き渡して、開業準備を行うため、施設所有者は市であり、事業者が火災保険を付保することは難しく、付保と同等の効果がある手法については経済的にも不合理であるため、事業者の付保条件を見直して頂きたい。	原案の通りを予定しています。
9	80	6	1	(13)		①		業務報告書	日報について、設備管理員等が常駐しない場合、維持課管理業務に関する日報の作成は不要としていただけますでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討します。
10	81	6	1	(15)				保険	施設を市へ引き渡して、運営維持管理を行うため、施設所有者は市であり、事業者が火災保険を付保することは難しく、付保と同等の効果がある手法については経済的にも不合理であるため、事業者の付保条件を見直して頂きたい。	原案の通りを予定しています。
11	95	7	1	(9)	1)		ア	マニュアルの整備	共用開始の2ヶ月前までに市に提出し承認を得ることになっておりますが、開業準備期間が施設引渡し日から1ヶ月ですので、施設を引渡しを受けてから作成するマニュアルも御座いますので、マニュアルの提出は共用開始前までに市へ提出し承認を得ることにして頂けますでしょうか。	要求水準書72ページに記載している開業準備期間は「2ヶ月」の誤りです。訂正します。
12	114	7	2	(8)	5)	②		ネーミングライツ	ネーミングライツについては、運営開始後の方が多数の応募が予想されるため、事業外とし、運営開始後の募集としてはいかがでしょうか。	ネーミングライツの募集は本事業の範囲内としますが、その募集時期については事業者の提案に委ねます。
13	115	7	2	(8)	5)		表6	自主事業	自主事業では利益が出るものと出ない（賑わい創出など）ものがあり、売上高に対する貴市への納付では、イベント実施について消極的な一面が危惧されます。収益に対する納付率が本来と考えます。	収益ではなく、収入に対して課すこととします。ただし、資料26の10. 利用料等の減免についての中で、減免を認める場合もあります。
14	115	7	2	(8)	5)		表6	自主事業	自動販売機については使用量を納付するにも拘らず売り上げに対する市の納付となっています。自主事業の考え方から使用料による納付のみが適切だと思います。	本市の条例・規則等からそのような規定としています。